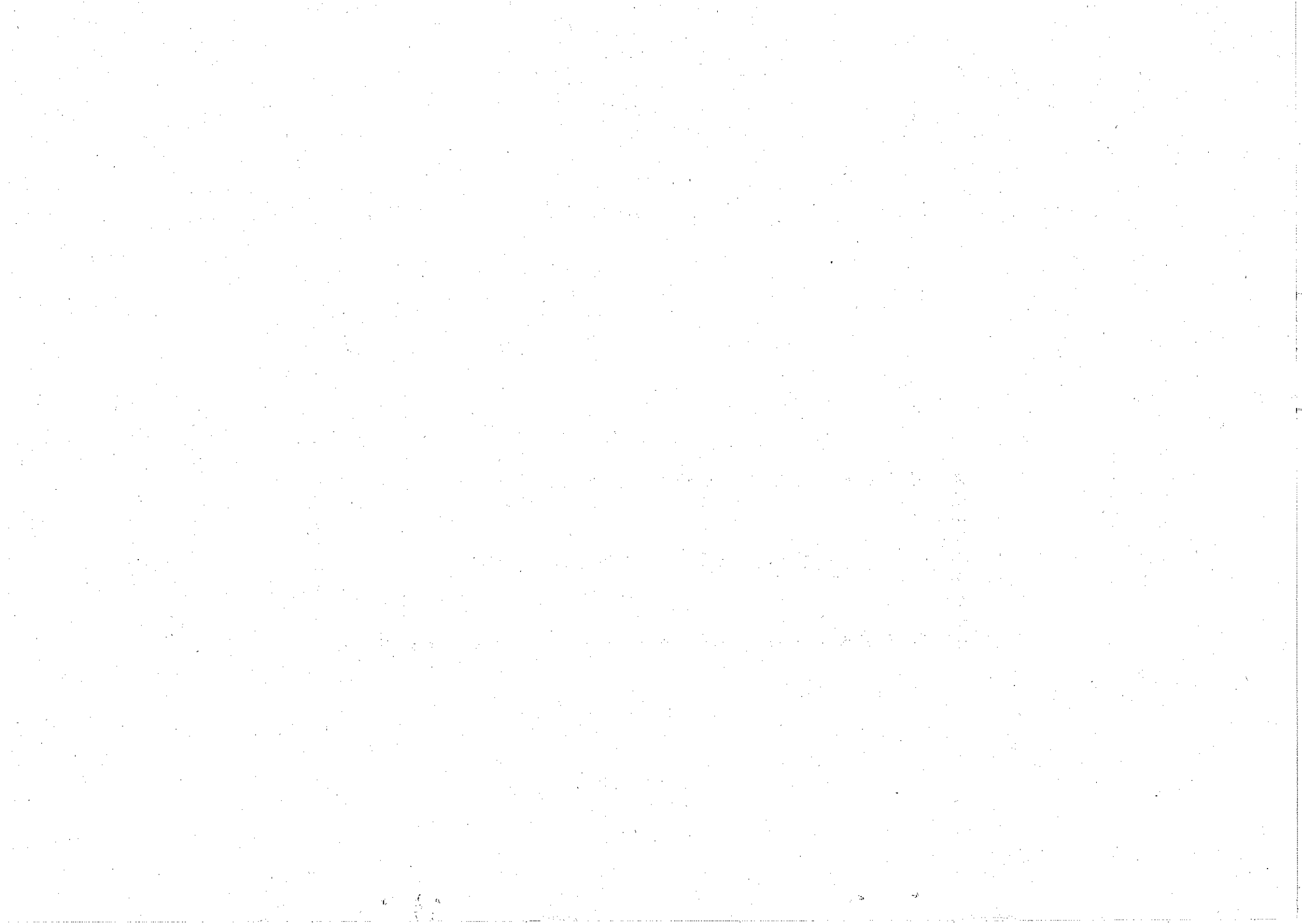


平成 2 3 年 第 2 回 箕面市議会 定例会 議案

箕 面 市



平成 23 年第 2 回箕面市議会定例会議案

報告第 3 号	平成 22 年度箕面市一般会計継続費繰越計算書（路線価付設業務委託事業、箕面駅周辺活性化事業）	1
報告第 4 号	平成 22 年度箕面市一般会計繰越明許費繰越計算書（地域集会施設整備事業、大阪府議会議員選挙事業、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画管理事業、住宅・建築物耐震改修促進事業、通学路等緊急安全対策事業（きめ細かな交付金分）、都計道路国文都市 4 号線道路改良事業、止々呂美小中一貫校増築事業、知の地域拠点整備事業（光をそそぐ交付金分））	3
報告第 5 号	平成 22 年度箕面市一般会計事故繰越し繰越計算書（防災情報ネットワークシステム整備事業、東北地方太平洋沖地震避難住民緊急支援事業（市営住宅）、きめ細かな臨時交付金活用事業、北大阪急行線延伸構想推進事業、広域消防通信指令設備整備事業）	5
報告第 6 号	平成 22 年度箕面市特別会計介護保険事業費継続費繰越計算書（介護保険システム改修事業）	9
報告第 7 号	平成 22 年度箕面市病院事業会計予算繰越計算書（建設改良費の繰越し）（情報システム整備事業）	11
報告第 8 号	平成 22 年度箕面市水道事業会計継続費繰越計算書（上水道給水モニター装置更新事業、上・下止々呂美簡易水道施設整備事業）	13
報告第 9 号	平成 22 年度箕面市水道事業会計予算繰越計算書（建設改良費の繰越し）（新営改良事業）	15

報告第10号	専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償請求に関する和解）	17
報告第11号	専決処分の承認を求める件（箕面市国民健康保険条例の一部改正）	21
報告第12号	専決処分の承認を求める件（平成22年度箕面市一般会計補正予算（第10号））	27
報告第13号	専決処分の承認を求める件（平成22年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第5号））	55
報告第14号	専決処分の承認を求める件（平成22年度箕面市病院事業会計補正予算（第4号））	67
第58号議案	物件供給契約締結の件（消防ポンプ自動車（CD-I型））	79
第59号議案	箕面市税条例改正の件	81
第60号議案	箕面市証明その他の手数料条例改正の件	85
第61号議案	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例改正の件	107
第62号議案	北部大阪都市計画事業萱野中央特定土地区画整理事業の施行に関する条例及び北部大阪都市計画事業小野原西特定土地区画整理事業の施行に関する条例改正の件	109
第63号議案	平成23年度箕面市一般会計補正予算（第2号）	111
第64号議案	平成23年度箕面市病院事業会計補正予算（第1号）	155

報告第3号

平成22年度箕面市一般会計継続費繰越計算書

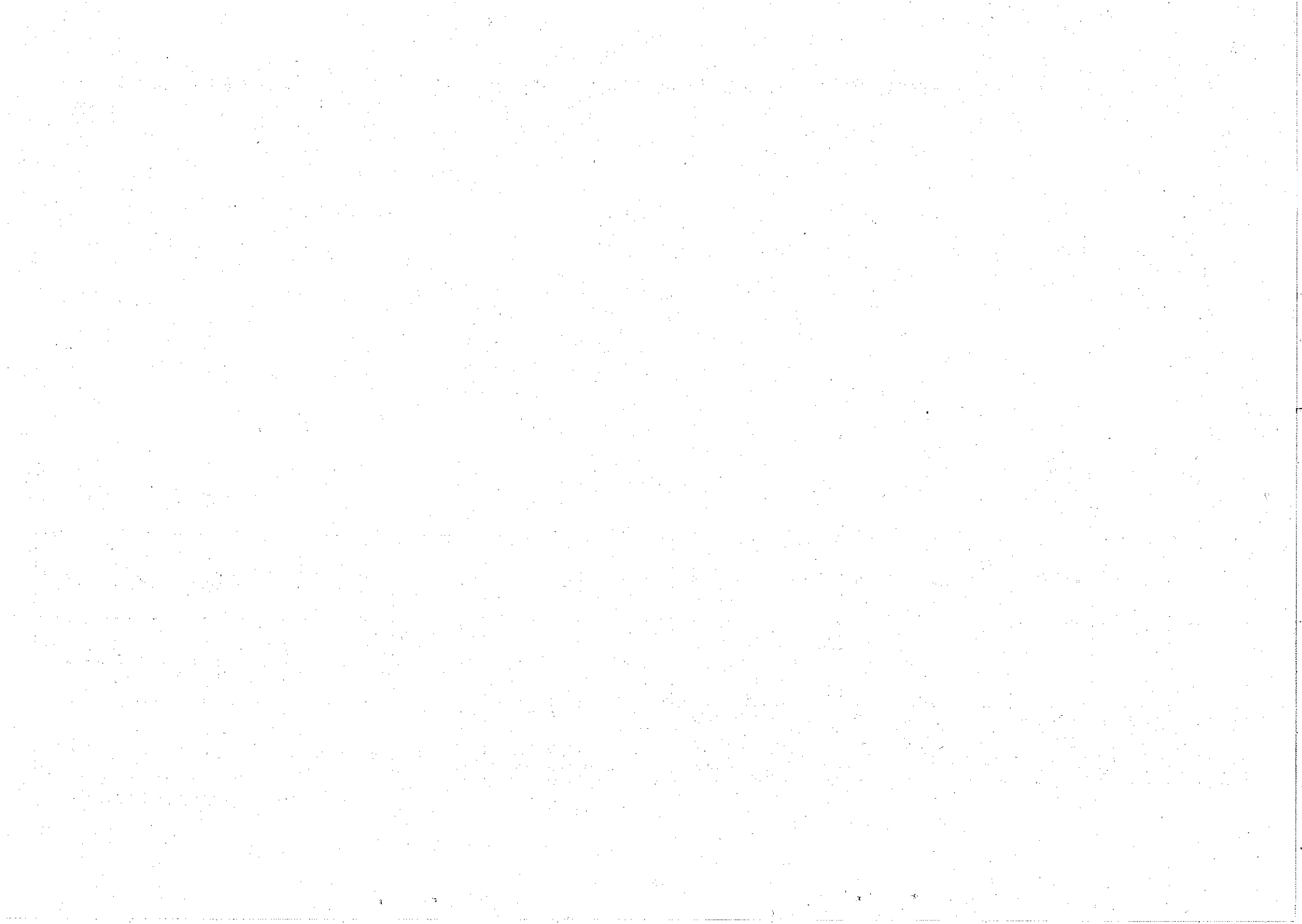
款	項	事業名	継続費 の総額	平成22年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前 年 度 通 次 繰 越 額	計				繰 越 金	特 定 財 源		
											国府支出金	地 方 債	そ の 他
2 総務費	2 徴 税 費	路 線 価 付 設 業 務 委 託 事 業	円 9,010,000	円 4,043,000	円	円 4,043,000	円 3,937,500	円 105,500	円 105,500	円 105,500	円	円	円
7 商工費	1 商 工 費	箕面駅周辺 活性化事業	446,490,000	46,330,000	158,850,000	205,180,000	139,515,796	65,664,204	65,664,204	15,981,204	49,683,000		

平成23年5月30日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

(理由)

平成22年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定により報告するものである。



報告第4号

平成22年度箕面市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
						国府支出金	
			円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	地域集会施設整備事業	11,000,000	11,000,000			11,000,000
	4 選挙費	大阪府議会議員選挙事業	11,708,000	11,708,000		11,708,000	
3 民生費	1 社会福祉費	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 管理事業	2,730,000	2,730,000			2,730,000
8 土木費	1 土木管理費	住宅・建築物耐震改修促進事業	9,000,000	5,100,000		5,100,000	
	2 道路橋りょう費	通学路等緊急安全対策事業 (きめ細かな交付金分)	21,148,000	21,148,000		21,148,000	
	4 都市計画費	都計道道路 国文都市4号線 道路改良事業	7,861,000	7,861,000			7,861,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
						国府支出金	
10 教 育 費	1 教育総務費	止々呂美小中一貫校 増築事業	円 14,100,000	円 14,100,000	円	円	円 14,100,000
	5 社会教育費	知 の 地 域 拠 点 整 備 事 業 (光をそそぐ交付金分)	72,560,000	72,560,000		72,560,000	

平成23年5月30日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

(理由)

平成22年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告するものである。

報告第5号

平成22年度箕面市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為 予 定 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特定財源	未 収 入 特定財源	一般財源	
2 総務費	1 総務管理費	防災情報ネットワークシステム整備事業	99,991,500		99,991,500		99,991,500		99,991,500		防災情報ネットワークシステム整備事業において、東日本大震災により受託事業所が被災し、システム整備が年度内に完了しなかったことに伴い、必要経費を繰り越したため。
8 土木費	1 土木管理費	東北地方太平洋沖地震避難住民緊急支援事業（市営住宅）	2,271,822		2,271,822		2,271,822			2,271,822	東北地方太平洋沖地震避難住民緊急支援事業（市営住宅）において、東日本大震災により建築資材等の製造及び流通が滞り、市営住宅の修繕が年度内に完了しなかったことに伴い、必要経費を繰り越したため。

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 予 定 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特定財源	未 収 入 特定財源	一般財源	
8 土 木 費	1 土木管理費	き め 細 か な 臨 時 交 付 金 活 用 事 業	円 105,118,650	円	円 105,118,650	円	円 105,118,650	円	円 29,418,000	円 75,700,650	きめ細かな臨時交付金活用事業において、電線類地中化工事で埋設物が見つかり、その撤去等に不測の日時を要し、工事が年度内に竣工しなかったことに伴い、必要経費を繰り越したため。
	4 都市計画費	北 大 阪 急 行 線 延 伸 構 想 推 進 事 業	円 4,189,500	円	円 4,189,500	円	円 4,189,500	円		円 4,189,500	北大阪急行線延伸構想推進事業において、東日本大震災により市民アンケート調査の実施を一時中断したことから、調査が年度内に完了しなかったことに伴い、必要経費を繰り越したため。

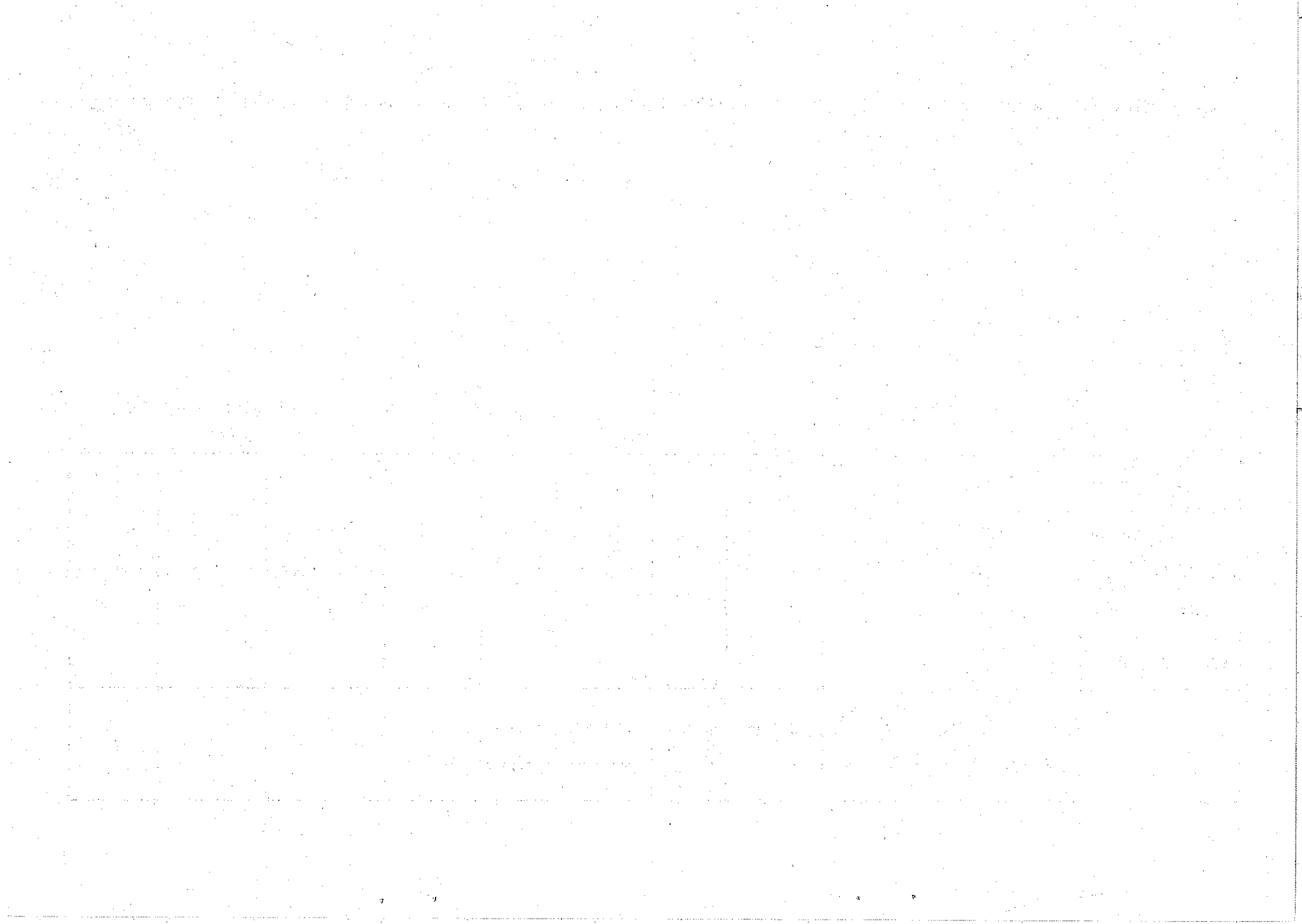
款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行 為 額 予 定 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特定財源	未 収 入 特定財源	一般財源	
9 消 防 費	1 消 防 費	広 域 消 防 通 信 指 令 設 備 整 備 事 業	127,709,000 円	円	127,709,000 円	円	127,709,000 円	円	127,709,000 円	円	広域消防通信指令設備 整備事業において、東 日本大震災により受託 事業所が被災し、通信 指令設備の整備が年度 内に完了しなかったこ とに伴い、必要経費を 繰り越したため。

平成23年5月30日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

(理由)

平成22年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により報告するものである。



報告第6号

平成22年度箕面市特別会計介護保険事業費継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	平成22年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前 年 度 通 次 繰 越 額	計				繰 越 金	特 定 財 源		
											国府支出金	地 方 債	そ の 他
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 総 務 費	1 総務管理費	介護保険 システム 改修事業	77,141,000	47,427,000	・	47,427,000	47,427,000	47,427,000	47,427,000	47,427,000			

平成23年5月30日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

(理由)

平成22年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定により報告するものである。

報告第 7 号

平成 2 2 年度箕面市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 2 6 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

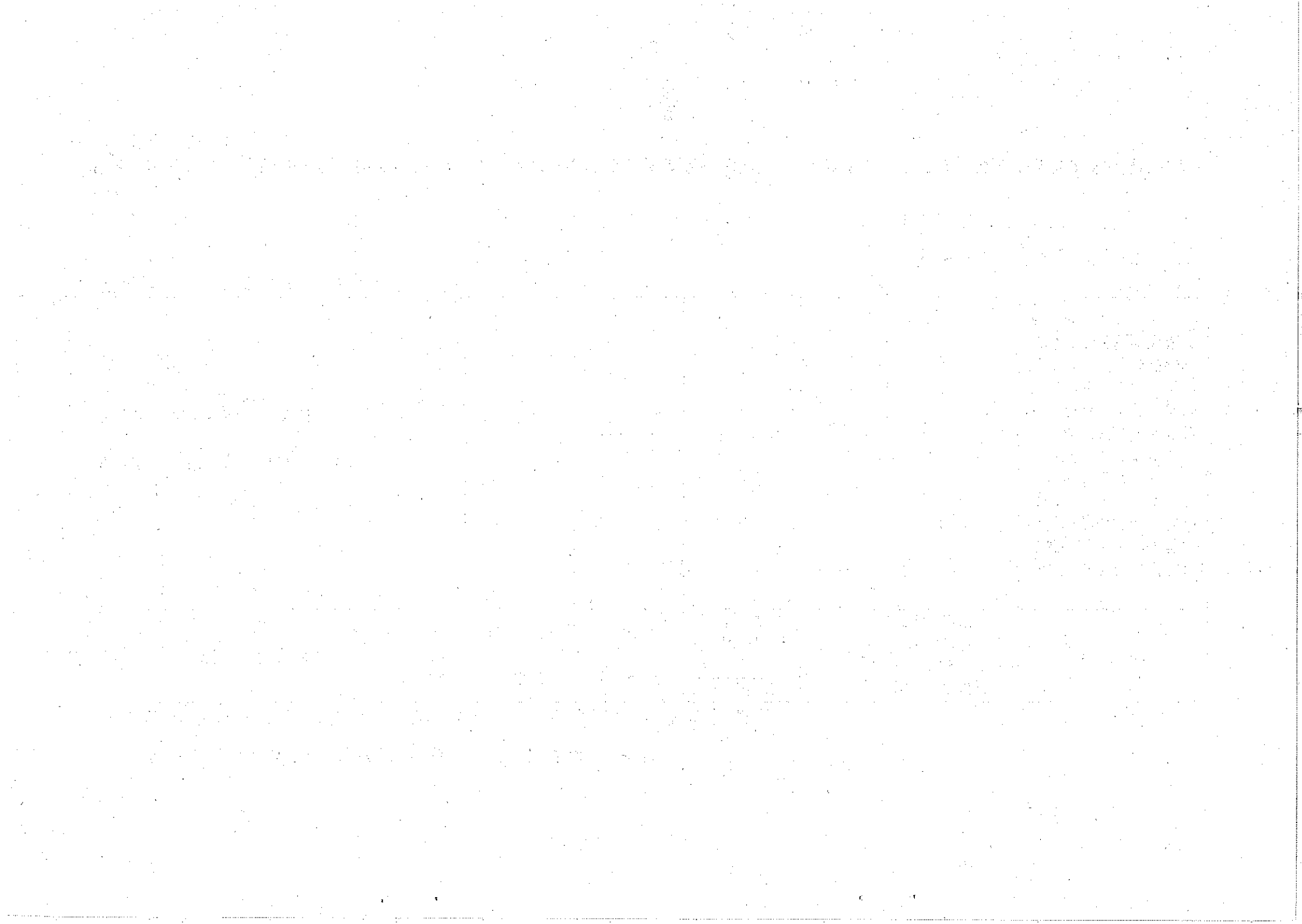
款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説 明
						当 年 度 損 益 勘 定 留 保 資 金			
資本的 1 支 出	建 設 1 改良費	情報システ ム整備事業	円 70,880,000	円 28,659,750	円 42,220,250	円 42,220,250	円 0	円 0	平成13年度に導入した電子カルテシステムの弾力性を高めるためには基本ソフトウェアの更新が必要である。その基本ソフトウェアの更新時期に、情報機器の整備を行う方が効率的であるため、翌年度にサーバ等情報機器整備の必要経費を繰り越したものである。

平成 2 3 年 5 月 3 0 日 提 出

箕面市長 倉 田 哲 郎

(理 由)

平成 2 2 年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定により報告するものである。



報告第8号

平成22年度箕面市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	平成22年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残 額	翌年度通次 繰越額	翌年度通次繰越額 に係る財源内訳			翌年度通次繰越 額に係る繰越を 要するたな卸資 産の購入限度額
				予算計上額	前年度通次 繰越額	計				工事負担金	損益勘定 留保資金	繰越工事 資金	
1 資本的 支出	1 建設 改良費	上水道給水 モニター装 置更新事業	円 67,342,000	円 29,342,000	円	円 29,342,000	円 11,706,450	円 17,635,550	円 17,635,550	円	円 17,635,550	円	円
		上・下止々呂 美簡易水道施 設整備事業	円 281,503,000	円 27,023,000	円 171,825,842	円 198,848,842	円 41,811,596	円 157,037,246	円 157,037,246		円 91,617,838	円 65,419,408	

平成23年5月30日提出

箕面市長 倉田哲郎

(理由)

平成22年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により報告するものである。

THE UNIVERSITY OF CHICAGO PRESS

CHICAGO, ILL.

1914

CHICAGO, ILL.

THE UNIVERSITY OF CHICAGO PRESS

CHICAGO, ILL.

CHICAGO, ILL.

1914

報告第9号

平成22年度箕面市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を要 するたな即資産 の購入限度額	説明
						企業債	工事負担金	損益勘定 留保資金			
資本的 1 支出	建設 1 改良費	新営改良事業	円 129,657,000	円 96,556,756	円 13,230,000	円	円	円 13,230,000	円 19,870,244	円	繰越理由 下記のとおり

平成23年5月30日提出

箕面市長 倉田哲郎

(理由)

平成22年度施行予定の新営改良事業のうち、使用配管材料の納入に時間を要したため、年度内に竣工せず支払義務が生じなかった箕面2丁目36-1ほか配水管敷設工事について、翌年度へ繰り越したため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告するものである。

THE UNIVERSITY OF CHICAGO PRESS
CHICAGO, ILLINOIS 60607-7090
U.S.A. AND CANADA
BRITISH COLUMBIA
LONDON, ENGLAND W1P 8DB
AUSTRALIA
NEW ZEALAND
INDONESIA
MALAYSIA
SINGAPORE
THAILAND
VIETNAM
YUGOSLAVIA

THE UNIVERSITY OF CHICAGO PRESS
CHICAGO, ILLINOIS 60607-7090
U.S.A. AND CANADA
BRITISH COLUMBIA
LONDON, ENGLAND W1P 8DB
AUSTRALIA
NEW ZEALAND
INDONESIA
MALAYSIA
SINGAPORE
THAILAND
VIETNAM
YUGOSLAVIA

THE UNIVERSITY OF CHICAGO PRESS
CHICAGO, ILLINOIS 60607-7090
U.S.A. AND CANADA
BRITISH COLUMBIA
LONDON, ENGLAND W1P 8DB
AUSTRALIA
NEW ZEALAND
INDONESIA
MALAYSIA
SINGAPORE
THAILAND
VIETNAM
YUGOSLAVIA

THE UNIVERSITY OF CHICAGO PRESS
CHICAGO, ILLINOIS 60607-7090
U.S.A. AND CANADA
BRITISH COLUMBIA
LONDON, ENGLAND W1P 8DB
AUSTRALIA
NEW ZEALAND
INDONESIA
MALAYSIA
SINGAPORE
THAILAND
VIETNAM
YUGOSLAVIA

THE UNIVERSITY OF CHICAGO PRESS
CHICAGO, ILLINOIS 60607-7090
U.S.A. AND CANADA
BRITISH COLUMBIA
LONDON, ENGLAND W1P 8DB
AUSTRALIA
NEW ZEALAND
INDONESIA
MALAYSIA
SINGAPORE
THAILAND
VIETNAM
YUGOSLAVIA

THE UNIVERSITY OF CHICAGO PRESS
CHICAGO, ILLINOIS 60607-7090
U.S.A. AND CANADA
BRITISH COLUMBIA
LONDON, ENGLAND W1P 8DB
AUSTRALIA
NEW ZEALAND
INDONESIA
MALAYSIA
SINGAPORE
THAILAND
VIETNAM
YUGOSLAVIA

THE UNIVERSITY OF CHICAGO PRESS
CHICAGO, ILLINOIS 60607-7090
U.S.A. AND CANADA
BRITISH COLUMBIA
LONDON, ENGLAND W1P 8DB
AUSTRALIA
NEW ZEALAND
INDONESIA
MALAYSIA
SINGAPORE
THAILAND
VIETNAM
YUGOSLAVIA

THE UNIVERSITY OF CHICAGO PRESS
CHICAGO, ILLINOIS 60607-7090
U.S.A. AND CANADA
BRITISH COLUMBIA
LONDON, ENGLAND W1P 8DB
AUSTRALIA
NEW ZEALAND
INDONESIA
MALAYSIA
SINGAPORE
THAILAND
VIETNAM
YUGOSLAVIA

報告第10号

専決処分の報告の件

交通事故に係る損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙「専決処分書」のとおり次の内容の和解を専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成23年5月30日提出

箕面市長 倉田哲郎

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 平成23年2月18日 午後2時頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 箕面市瀬川三丁目2番30号 駐車場内 |
| 3 | 相手方 |  |
| 4 | 事故の状況 | 本市の公用車（子ども部幼児育成課職員運転）が、上記日時・場所において、後進しようとしたところ、駐車していた相手方の車両と接触し、同車両の前部バンパー部分を破損させたものである。 |
| 5 | 和解の内容 | 本件事故による相手方の損害額は、183,250円とし、市は、相手方にその全額を支払う。 |
| 6 | 和解年月日 | 平成23年5月11日 |

写

専決第 6 号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

交通事故に係る損害賠償請求に関する和解の件

平成23年2月18日箕面市瀬川三丁目2番30号 駐車場内において、公務のため公用車を運転していた本市職員が発生させた交通事故に関し、を相手方とし、民法（明治29年法律第89号）第695条の規定により別紙のとおり和解する。

平成 23年 5月 11日専決

箕面市長

倉田哲郎

別紙の和解契約書は、報告第10号専決処分の報告の件の和解内容と同様であるため省略する。

報告第 1 1 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙「専決処分書」のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 3 年 5 月 3 0 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

写

専決第 2 号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例（別添）

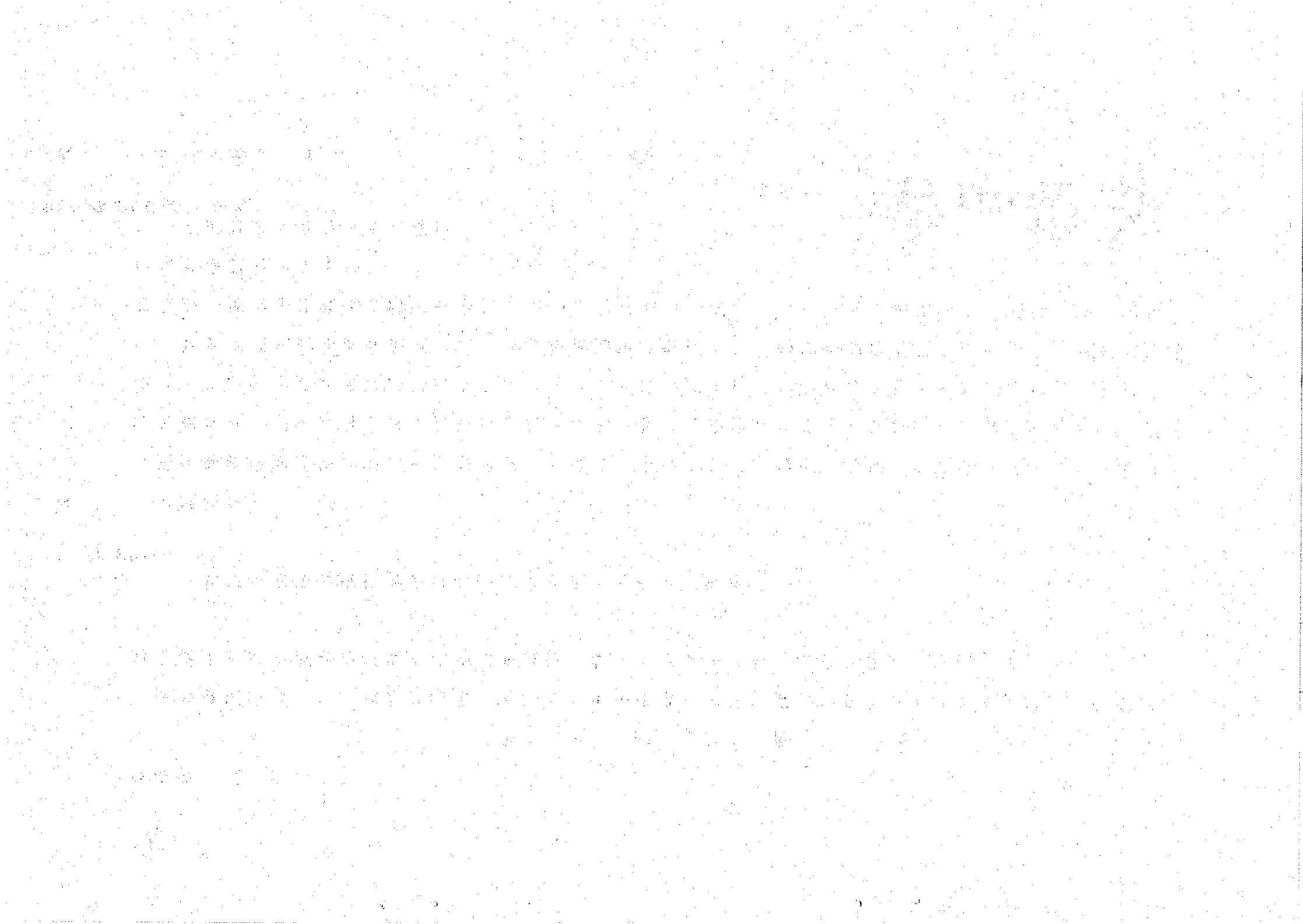
（理由）

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第37号）が平成23年3月25日に公布され、同年4月1日から施行されること、及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成23年政令第55号）が平成23年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、箕面市国民健康保険条例（昭和48年箕面市条例第5号）の関係規定を緊急に改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかなので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成23年3月31日専決

箕面市長

倉田哲郎



写

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

箕面市長

倉田哲郎

箕面市条例第二十八号

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例

箕面市国民健康保険条例（昭和四十八年箕面市条例第五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「三十五万円」を「三十九万円」に改める。

第十四条の五中「五十万円」を「五十一万円」に改める。

第十四条の五の九中「十三万円」を「十四万円」に改める。

第十四条の十中「十万円」を「十二万円」に改める。

附則中第二十四条を削り、第二十五条を第二十四条とし、第二十六条を第二十五条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第七条第一項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に対し支給すべき出産育児一時金について適用し、同日前の出産に対し支給すべき出産育児一時金については、なお従前の例による。

3 前項に定めるもののほか、この条例による改正後の箕面市国民健康保険条例の規定は、平成二十三年度分以後の年度の保険料について適用し、平成二十二年度分までの保険料については、なお従前の例による。

報告第 1 2 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙「専決処分書」のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 3 年 5 月 3 0 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

写

専決第3号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

平成22年度箕面市一般会計補正予算（第10号）（別紙）

（理由）

国庫補助金等の確定に伴い、平成22年度箕面市一般会計予算を補正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかなので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成23年3月31日専決

箕面市長

倉田哲郎

平成２２年度箕面市一般会計補正予算（第１０号）

平成２２年度箕面市の一般会計の補正予算（第１０号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ185,300千円を追加し、歳入歳出それぞれ40,982,947千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条 地方債の変更は、「第２表 地方債補正」による。

平成２３年３月３１日専決

箕面市長 倉 田 哲 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 地方譲与税		270,000	1,541	271,541
	1 地方揮発油譲与税	70,000	9,918	79,918
	2 自動車重量譲与税	200,000	△8,378	191,622
	3 地方道路譲与税	0	1	1
3 利子割交付金		100,000	40,917	140,917
	1 利子割交付金	100,000	40,917	140,917
4 配当割交付金		40,000	26,793	66,793
	1 配当割交付金	40,000	26,793	66,793
5 株式等譲渡所得割交付金		20,000	2,475	22,475
	1 株式等譲渡所得割交付金	20,000	2,475	22,475
6 地方消費税交付金		1,006,000	97,283	1,103,283
	1 地方消費税交付金	1,006,000	97,283	1,103,283
7 エネルギー場利用税交付金		1,000	906	1,906
	1 エネルギー場利用税交付金	1,000	906	1,906
8 自動車取得税交付金		100,000	21,232	121,232
	1 自動車取得税交付金	100,000	21,232	121,232
10 地方交付税		680,609	46,713	727,322
	1 地方交付税	680,609	46,713	727,322
11 交通安全対策特別交付金		25,000	△280	24,720
	1 交通安全対策特別交付金	25,000	△280	24,720
14 国庫支出金		4,892,379	△78,641	4,813,738
	1 国庫負担金	4,064,028	△73,712	3,990,316
	2 国庫補助金	155,497	△9,884	145,613
	3 国庫委託金	95,512	6,218	101,730
	4 国庫交付金	577,342	△1,263	576,079
15 府支出金		2,598,468	36,609	2,635,077
	1 府負担金	1,181,511	△6,504	1,175,007
	2 府補助金	877,975	20,770	898,745
	4 府交付金	399,605	22,343	421,948
20 諸収入		1,855,162	△1,067	1,854,095
	6 雑入	684,525	△1,067	683,458
21 市債		3,357,400	△9,400	3,348,000
	1 市債	3,357,400	△9,400	3,348,000

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円 0	千円 219	千円 219
22 特別地方消費税交付金	1 特別地方消費税交付金	0	219	219
歳入合計		40,797,647	185,300	40,982,947

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4 衛 生 費		3,922,873	185,300	4,108,173
	1 保 健 衛 生 費	1,040,299	185,300	1,225,599
歳 出 合 計		40,797,647	185,300	40,982,947

第 2 表 地方債補正

起債の目的	補正区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法					
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他	
義務教育 施設整備 事業	補正前	千円 1,663,400	普通貸借 又は 証券発行	%以内 4 (注)	政 府 の 他	年以内 25	年以内 5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等	必要に 応じて繰上償還 することができる。	
	補正	△ 9,400	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
	補正後	1,654,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
	補正前	3,357,400								
	補正	△ 9,400								
合 計	補正後	3,348,000								

注) ただし、利率見直し方式による借入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

平成22年度
(2010年度)

箕面市一般会計補正予算(第10号)説明書

1 総括
歳入

歳入歳出予算事項別明細書

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 市 税	22,061,978	0	22,061,978
2 地 方 譲 与 税	270,000	1,541	271,541
3 利 子 割 交 付 金	100,000	40,917	140,917
4 配 当 割 交 付 金	40,000	26,793	66,793
5 株式等譲渡所得割交付金	20,000	2,475	22,475
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,006,000	97,283	1,103,283
7 ゴルフ場利用税交付金	1,000	906	1,906
8 自動車取得税交付金	100,000	21,232	121,232
9 地 方 特 例 交 付 金	332,167	0	332,167
10 地 方 交 付 税	680,609	46,713	727,322
11 交通安全対策特別交付金	25,000	△280	24,720
12 分 担 金 及 び 負 担 金	483,477	0	483,477
13 使 用 料 及 び 手 数 料	714,392	0	714,392
14 国 庫 支 出 金	4,892,379	△78,641	4,813,738
15 府 支 出 金	2,598,468	36,609	2,635,077
16 財 産 収 入 金	147,346	0	147,346
17 寄 附 金	7,534	0	7,534
18 繰 入 金	1,754,205	0	1,754,205
19 繰 越 金	350,530	0	350,530
20 諸 収 入 債	1,855,162	△1,067	1,854,095
21 市 債	3,357,400	△9,400	3,348,000
22 特別地方消費税交付金	0	219	219
歳 入 合 計	40,797,647	185,300	40,982,947

歳 出

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 議 会 費	414,632	0	414,632
2 総 務 費	5,924,443	0	5,924,443
3 民 生 費	14,663,351	0	14,663,351
4 衛 生 費	3,922,873	185,300	4,108,173
5 労 働 費	79,568	0	79,568
6 農 林 水 産 業 費	112,272	0	112,272
7 商 工 費	701,679	0	701,679
8 土 木 費	3,964,821	0	3,964,821
9 消 防 費	1,439,950	0	1,439,950
10 教 育 費	6,374,668	0	6,374,668
11 災 害 復 旧 費	20,000	0	20,000
12 公 債 費	3,078,442	0	3,078,442
13 諸 支 出 金	50,948	0	50,948
14 予 備 費	50,000	0	50,000
歳 出 合 計	40,797,647	185,300	40,982,947

補正額の財源内訳				
特	定	財	源	一般財源
国府支出金	地 方 債	そ の 他		
千円	千円	千円		千円
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	0		185,300
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	0		185,300

2 歳 入

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款 項	目			
2	地 方 譲 与 税	千円 270,000	千円 1,541	千円 271,541
1	地 方 揮 発 油 譲 与 税	70,000	9,918	79,918
1	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	70,000	9,918	79,918
2	自 動 車 重 量 譲 与 税	200,000	△8,378	191,622
1	1 自 動 車 重 量 譲 与 税	200,000	△8,378	191,622
3	地 方 道 路 譲 与 税	0	1	1
1	1 地 方 道 路 譲 与 税	0	1	1
3	利 子 割 交 付 金	100,000	40,917	140,917
1	1 利 子 割 交 付 金	100,000	40,917	140,917
1	1 利 子 割 交 付 金	100,000	40,917	140,917
4	配 当 割 交 付 金	40,000	26,793	66,793
1	1 配 当 割 交 付 金	40,000	26,793	66,793
1	1 配 当 割 交 付 金	40,000	26,793	66,793
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	20,000	2,475	22,475
1	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	20,000	2,475	22,475
1	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	20,000	2,475	22,475
6	地 方 消 費 税 交 付 金	1,006,000	97,283	1,103,283
1	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,006,000	97,283	1,103,283
1	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,006,000	97,283	1,103,283
7	ゴ ー ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,000	906	1,906
1	1 ゴ ー ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,000	906	1,906
1	1 ゴ ー ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,000	906	1,906
8	自 動 車 取 得 税 交 付 金	100,000	21,232	121,232

節		明	
区分	金額	説	
	千円		
1 地方揮発油 譲与税	9,918	1 地方揮発油譲与税 補正後 79,918,000円－補正前 70,000,000円	
1 自動車重量 譲与税	△8,378	1 自動車重量譲与税 補正後 191,622,000円－補正前 200,000,000円	
1 地方道路 譲与税	1	1 地方道路譲与税	
1 利子割交付金	40,917	1 利子割交付金 補正後 140,917,000円－補正前 100,000,000円	
1 配当割交付金	26,793	1 配当割交付金 補正後 66,793,000円－補正前 40,000,000円	
1 株式等譲渡 所得割交付金	2,475	1 株式等譲渡所得割交付金 補正後 22,475,000円－補正前 20,000,000円	
1 地方消費税 交付金	97,283	1 地方消費税交付金 補正後 1,103,283,000円－補正前 1,006,000,000円	
1 ギョウ場 利用税交付金	906	1 ギョウ場利用税交付金 補正後 1,906,000円－補正前 1,000,000円	

(款) 8 自動車取得税交付金
(項)

(款) 8 自動車取得税交付金

(項) 1 自動車取得税交付金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
8	1 自動車取得税交付金	千円 100,000	千円 21,232	千円 121,232
	1 自動車取得税交付金	100,000	21,226	121,226
	1 旧法による自動車取得税交付金	0	6	6
10	地方交付税	680,609	46,713	727,322
	1 地方交付税	680,609	46,713	727,322
	1 地方交付税	680,609	46,713	727,322
11	交通安全対策特別交付金	25,000	△280	24,720
	1 交通安全対策特別交付金	25,000	△280	24,720
	1 交通安全対策特別交付金	25,000	△280	24,720
14	国庫支出金	4,892,379	△78,641	4,813,738
	1 国庫負担金	4,064,028	△73,712	3,990,316
	1 民生費国庫負担金	4,064,028	△73,712	3,990,316

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
1 自動車取得税 交 付 金	21,226	1 自動車取得税交付金 補正後 121,226,000円ー補正前	21,226
1 旧法による 自動車取得税 交 付 金	6	1 旧法による自動車取得税交付金	6
1 地方交付税	46,713	2 特別交付税 補正後 146,713,000円ー補正前	46,713
1 交通安全対策 特別交付金	△280	1 交通安全対策特別交付金 補正後 24,720,000円ー補正前	△280
1 社会福祉費 担 金	11,478	7 障害者自立支援給付費等負担金 補正後 551,071,000円ー補正前	12,665
		8 自立支援医療（更生医療）負担金 補正後 16,386,000円ー補正前	△1,524
		9 特別障害者手当等給付費負担金 補正後 55,284,000円ー補正前	349
		10 障害者（児）措置費負担金 補正後 0円ー補正前	△12
2 児童福祉費 担 金	△7,855	1 保育所運営費負担金 補正後 213,641,000円ー補正前	△2,370
		2 特別児童扶養手当取扱事務費負担金 補正後 346,000円ー補正前	103
		3 児童手当費負担金 補正後 68,011,000円ー補正前	△165
		4 助産施設入所費負担金 補正後 689,000円ー補正前	△178
		5 母子生活支援施設入所費負担金 補正後 1,743,000円ー補正前	△176
		6 児童扶養手当費負担金 補正後 132,521,000円ー補正前	324
		7 子ども手当費負担金 補正後 1,765,984,000円ー補正前	△5,383

(款) 14 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

(款) 14 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
14	1 [民生費国庫負担金]	千円	千円	千円
2	国 庫 補 助 金	155,497	△9,884	145,613
	2 民生費国庫補助金	86,562	1,634	88,196
	5 教育費国庫補助金	42,535	△11,518	31,017
3	国 庫 委 託 金	95,512	6,218	101,730
	2 民生費国庫委託金	37,422	6,218	43,640
4	国 庫 交 付 金	577,342	△1,263	576,079
	1 総務費国庫交付金	55,534	△8,474	47,060
	4 土木費国庫交付金	55,788	△3,906	51,882
	6 教育費国庫交付金	130,358	11,117	141,475
15	府 支 出 金	2,598,468	36,609	2,635,077
	1 府 負 担 金	1,181,511	△6,504	1,175,007
	1 民生費府負担金	1,181,511	△6,504	1,175,007

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
3 生活保護費負担金	△77,335	1 生活保護費負担金 補正後 1,143,730,000円ー補正前 1,219,411,000円 2 中国残留邦人生活支援給付費負担金 補正後 0円ー補正前 1,654,000円	△75,681 △1,654
1 社会福祉費補助金	1,146	4 障害者自立支援給付費等補助金 補正後 1,720,000円ー補正前 2,310,000円 5 地域生活支援事業費等補助金 補正後 59,168,000円ー補正前 57,765,000円 37 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 333×10/10=333	△590 1,403 333
2 児童福祉費補助金	488	2 母子自立支援事業費補助金 補正後 8,899,000円ー補正前 8,411,000円 3 幼稚園就園奨励費補助金 補正後 26,258,000円ー補正前 37,776,000円	488 △11,518
2 児童福祉委託金	6,218	1 子ども手当取扱事務費委託金 補正後 12,509,000円ー補正前 6,291,000円	6,218
1 総務管理費交付金	△8,474	3 社会資本整備総合交付金 補正後 46,093,000円ー補正前 54,567,000円	△8,474
1 土木管理費交付金	△3,906	3 社会資本整備総合交付金 補正後 12,734,000円ー補正前 16,640,000円	△3,906
1 中学校交付金	11,117	1 安全・安心な学校づくり交付金 補正後 18,916,000円ー補正前 7,799,000円	11,117
1 社会福祉費負担金	△6	9 障害者(児)措置費負担金 補正後 0円ー補正前 6,000円	△6
2 児童福祉費負担金	△6,109	1 保育所運営費負担金 補正後 106,820,000円ー補正前 108,005,000円 2 児童手当費負担金 補正後 38,094,000円ー補正前 38,508,000円 3 助産施設入所費負担金 補正後 344,000円ー補正前 433,000円 4 母子生活支援施設入所費負担金 補正後 871,000円ー補正前 959,000円 5 子ども手当費負担金 補正後 245,704,000円ー補正前 250,037,000円	△1,185 △414 △89 △88 △4,333
3 生活保護費負担金	△389	1 生活保護費負担金 補正後 80,955,000円ー補正前 81,344,000円	△389

(款) 15 府支出金
(項) 1 府負担金

(款) 15 府支出金
(項) 2 府補助金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
15	2 府 補 助 金	千円 877,975	千円 20,770	千円 898,745
	1 民 生 費 府 補 助 金	576,308	3,212	579,520
	2 衛 生 費 府 補 助 金	17,589	426	18,015
	6 土 木 費 府 補 助 金	1,303	△12	1,291
	8 教 育 費 府 補 助 金	102,646	△256	102,390
	9 総 務 費 府 補 助 金	0	17,400	17,400
	4 府 交 付 金	399,605	22,343	421,948
	1 総 務 費 府 交 付 金	265,452	22,271	287,723
	5 土 木 費 府 交 付 金	2,211	72	2,283
20 諸 収	入	1,855,162	△1,067	1,854,095
6 雑	入	684,525	△1,067	683,458
3 雑	入	442,946	△1,902	441,044

節		説 明	
区 分	金 額		千円
	千円		
1 社会福祉費 補 助 金	△720	4 地域生活支援事業費等補助金 補正後 29,584,000円—補正前 28,882,000円 52 街かどデイハウス支援事業費補助金 補正後 9,078,000円—補正前 10,500,000円	702 △1,422
2 児童福祉費 補 助 金	3,932	3 休日保育事業費補助金 補正後 935,000円—補正前 784,000円 11 延長保育事業費補助金 補正後 16,720,000円—補正前 15,742,000円 12 放課後児童健全育成事業費補助金 補正後 38,306,000円—補正前 37,404,000円 15 病後児保育運営費補助金 補正後 8,487,000円—補正前 5,635,000円 16 認可外保育施設事業費補助金 補正後 60,000円—補正前 38,000円 18 学童保育施設整備費補助金 補正後 1,113,000円—補正前 953,000円 21 安心こども基金特別対策事業費補助金 補正後 188,486,000円—補正前 189,619,000円	151 978 902 2,852 22 160 △1,133
1 保健衛生費 補 助 金	426	13 予防接種緊急対策事業費補助金 852×1/2=426	426
1 土木管理費 補 助 金	△12	1 震災対策推進事業費補助金 補正後 1,291,000円—補正前 1,303,000円	△12
3 社会教育費 補 助 金	△256	4 おおさか元気広場推進事業費補助金 補正後 1,831,000円—補正前 2,087,000円	△256
1 総務管理費 補 助 金	17,400	1 大阪府市町村振興補助金 26,100×2/3=17,400	17,400
1 総務管理費 交 付 金	457	3 鳥獣保護等事務費交付金 補正後 547,000円—補正前 100,000円 4 総合相談事業交付金 補正後 7,488,000円—補正前 7,513,000円 5 権限移譲事務費交付金 補正後 570,000円—補正前 535,000円	447 △25 35
2 徴税費交付金	21,814	1 府民税徴収取扱費交付金 補正後 203,649,000円—補正前 181,835,000円	21,814
1 土木管理費 交 付 金	72	3 土地利用規制等対策費交付金 補正後 73,000円—補正前 1,000円	72
2 雑 入	△1,902	37 消防団員等公務災害補償等共済基金支出金 補正後 9,457,000円—補正前 7,429,000円	2,028

(第) 20 諸収入

(項) 6 雑入

(款) 20 諸収入
(項) 6 雑入

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
20	6	千円	千円	千円
	3 [雑入]			
	4 過年度収入			
21	市	債		
	1 市	債		
		3,357,400	△9,400	3,348,000
	3 教 育 債	1,663,400	△9,400	1,654,000
22	特別地方消費税交付金	0	219	219
	1 特別地方消費税交付金	0	219	219
	1 特別地方消費税交付金	0	219	219

節		明
区 分	金 額	説
	千円	
		51 大阪府市町村振興協会市町村交付金 千円 補正後 68,067,000円ー補正前 71,997,000円 △3,930
1 過年度収入	835	1 過年度収入 平成21年度児童手当費負担金他 835
1 小学校事業債	△10,800	7 彩都地区小学校整備事業債 補正後 703,000,000円ー補正前 713,800,000円 △10,800
2 中学校事業債	1,400	5 彩都地区中学校整備事業債 補正後 951,000,000円ー補正前 949,600,000円 1,400
1 特別地方消費税 交 付 金	219	1 特別地方消費税交付金 219

(款) 22 特別地方消費税交付金
(項) 1 特別地方消費税交付金

3 歳 出
(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項				
4	衛 生 費	千円 3,922,873	千円 185,300	千円 4,108,173	一般財源 185,300
1	保 健 衛 生 費	1,040,299	185,300	1,225,599	一般財源 185,300
	1 保健衛生総務費	204,532	185,300	389,832	一般財源 185,300

節		明 説
区 分	金 額	
	千円	千円
25 積 立 金	185,300	50 保健福祉総合推進基金積立事業【健康福祉政策課】 25 積 立 金 185,300 13 保健福祉総合推進基金積立金 185,300

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調査

区 分	補 正 区 分	前前年度末 現 在 高	前年度末 現 在 高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普 通 債		千円	千円	千円	千円	千円
	補正前	12, 406, 727	10, 981, 042	(994, 200) 1, 807, 400	1, 707, 927	12, 074, 715
	補 正			△ 9, 400 (994, 200)		△ 9, 400
	補正後	12, 406, 727	10, 981, 042	1, 798, 000	1, 707, 927	12, 065, 315
				(625, 300) 713, 800	36, 038	1, 679, 735
	補正前	407, 680	376, 673	(625, 300) 703, 000	36, 038	1, 668, 935
(8) 小 学 校	補 正			△ 10, 800 (625, 300)		△ 10, 800
	補正後	407, 680	376, 673	703, 000	36, 038	1, 668, 935
				(358, 700) 949, 600	11, 101	2, 058, 672
(9) 中 学 校	補正前	518, 864	761, 473	(358, 700) 951, 000	11, 101	2, 060, 072
	補 正			1, 400 (994, 200)		1, 400
	補正後	518, 864	761, 473	951, 000	11, 101	2, 060, 072
合 計	補正前	26, 508, 266	25, 902, 610	(994, 200) 3, 357, 400	2, 611, 569	27, 642, 641
	補 正			△ 9, 400 (994, 200)		△ 9, 400
	補正後	26, 508, 266	25, 902, 610	3, 348, 000	2, 611, 569	27, 633, 241

注) 当該年度中起債見込額欄の () は前年度からの繰越分 (外書き) である。
当該年度末現在高見込額欄は繰越分を含む。

報告第 13 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙「専決処分書」のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 23 年 5 月 30 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

写

専決第4号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

平成22年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第5号）（別紙）

（理由）

国庫補助金等の確定に伴い、平成22年度箕面市特別会計国民健康保険事業費予算を補正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかなので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成23年3月31日専決

箕面市長

倉田哲郎



平成22年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第5号)

平成22年度箕面市の特別会計国民健康保険事業費の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算のうち「第1表 歳入歳出予算補正」に掲げるとおり当該款項の区分及び当該区分ごとの金額を補正する。

平成23年3月31日専決

箕面市長 倉 田 哲 郎

平成 22 年度
(2010年度)

箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算 (第 5 号) 説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 国民健康保険料	3,499,084	0	3,499,084
2 使用料及び手数料	769	0	769
3 国庫支出金	2,865,695	△26,191	2,839,504
4 療養給付費等交付金	558,381	0	558,381
5 前期高齢者交付金	3,128,794	0	3,128,794
6 府支出金	619,078	△80,797	538,281
7 共同事業交付金	1,434,563	0	1,434,563
8 繰入金	1,284,355	0	1,284,355
9 諸収入	3,026,074	106,988	3,133,062
歳入合計	16,416,793	0	16,416,793

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
3	国 庫 支 出 金	千円 2,865,695	千円 △26,191	千円 2,839,504
1	国 庫 負 担 金	2,530,397	△7,524	2,522,873
2	高 額 医 療 費 共 同 事 業 負 担 金	63,780	△7,524	56,256
2	国 庫 補 助 金	335,298	△18,667	316,631
1	財 政 調 整 交 付 金	326,971	△18,849	308,122
2	介 護 従 事 者 処 遇 改 善 臨 時 特 例 交 付 金	4,867	182	5,049
6	支 出 金	619,078	△80,797	538,281
1	府 負 担 金	83,413	△7,524	75,889
1	高 額 医 療 費 共 同 事 業 負 担 金	63,780	△7,524	56,256
2	府 補 助 金	535,665	△73,273	462,392
1	府 補 助 金	21,562	△7,876	13,686
2	財 政 調 整 交 付 金	514,103	△65,397	448,706
9	諸 収 入	3,026,074	106,988	3,133,062
1	雑 入	3,026,074	106,988	3,133,062
9	雑 入	34,482	106,988	141,470

節		明	
区分	金額 千円		
			千円
1 高額医療費 共同事業 負担金	△7,524	1 高額医療費共同事業負担金 補正後 56,256,000円—補正前 63,780,000円	△7,524
1 財政調整 交付金	△18,849	1 財政調整交付金 補正後 308,122,000円—補正前 326,971,000円	△18,849
1 介護従事者処遇改善 臨時特例交付金	182	1 介護従事者処遇改善臨時特例交付金 補正後 5,049,000円—補正前 4,867,000円	182
1 高額医療費 共同事業 負担金	△7,524	1 高額医療費共同事業負担金 補正後 56,256,000円—補正前 63,780,000円	△7,524
1 事業助成 補助金	512	1 事業助成補助金 補正後 3,370,000円—補正前 2,858,000円	512
2 老人医療波 及補助金	△2,697	1 老人医療波及補助金 補正後 0円—補正前 2,697,000円	△2,697
3 身体障害者等 医療波及 補助金	△7,873	1 身体障害者等医療波及補助金 補正後 0円—補正前 7,873,000円	△7,873
4 事業費補助 金	2,182	1 事業費補助金 補正後 10,316,000円—補正前 8,134,000円	2,182
1 財政調整 交付金	△65,397	1 財政調整交付金 補正後 448,706,000円—補正前 514,103,000円	△65,397
1 雑 入	106,988	1 雑収入 補正後 135,715,000円—補正前 34,112,000円 3 連合会診療報酬審査支払特別会計運用利息返還金	101,603 5,385

(款) 9 諸収入
(項) 1 雑入

報告第 1 4 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙「専決処分書」のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 3 年 5 月 3 0 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

写

専決第5号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

平成22年度箕面市病院事業会計補正予算（第4号）（別紙）

（理由）

府補助金の確定に伴い、平成22年度箕面市病院事業会計予算を補正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかなので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成23年3月31日専決

箕面市長

倉田哲郎

1. The first part of the report is a general introduction to the subject of the study. It discusses the importance of the problem and the objectives of the research.

2. The second part of the report is a detailed description of the methods used in the study. It includes a discussion of the experimental design, the data collection procedures, and the statistical analysis techniques.

3. The third part of the report is a presentation of the results of the study. It includes a discussion of the findings, a comparison of the results with previous research, and a conclusion about the significance of the study.

4. The fourth part of the report is a discussion of the implications of the study. It includes a discussion of the limitations of the study, the strengths of the findings, and the potential for future research.

5. The fifth part of the report is a summary of the study. It includes a brief overview of the main findings and a final conclusion about the significance of the study.

平成22年度箕面市病院事業会計補正予算（第4号）

第1条 平成22年度箕面市病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成22年度箕面市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入			
第1款	病 院 事 業 収 益	7,587,859千円	568千円	7,588,427千円
第2項	医 業 外 収 益	148,827千円	568千円	149,395千円

平成23年3月31日専決

箕面市長 倉 田 哲 郎

平成22年度(2010年度)箕面市病院事業会計補正予算実施計画(第4号)

収 益 の 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業収益			千円 7,587,859	千円 568	千円 7,588,427	
	2 医業外収益		148,827	568	149,395	
		5 府 補 助 金	160	568	728	

平成22年度(2010年度)箕面市病院事業会計資金計画補正(第4号)

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
受 入 資 金	11,155,047	568	11,155,615
1 事 業 収 益	7,186,678	568	7,187,246
支 払 資 金	9,065,809		9,065,809
差 引	2,089,238	568	2,089,806

1. Name of the person		2. Date of birth		3. Place of birth	
4. Nationality		5. Current address		6. Previous addresses	
7. Marital status		8. Education level		9. Employment history	
10. Criminal record		11. Financial status		12. Other relevant information	

Information provided is for internal use only. Do not distribute.

平成 2 2 年度（ 2 0 1 0 年度）箕面市病院事業会計補正予算（第 4 号）説明書

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
						節	金 額	備 考
1 病院事業収益			千円 7,587,859	千円 568	千円 7,588,427		千円	千円
	2 医 業 外 収 益		148,827	568	149,395			
		5 府 補 助 金	160	568	728	府 補 助 金	568	新人看護職員研修 事 業 補 助 金 422 新規計上 受入困難事案患者 受入事業補助金 146 新規計上

THE
OFFICE OF THE
ATTORNEY GENERAL
STATE OF NEW YORK
ALBANY
JANUARY 10, 1912
TO THE
COMMISSIONER OF THE
DEPARTMENT OF AGRICULTURE
ALBANY
SIR:
I have the honor to acknowledge the receipt of your letter of the 1st inst. in relation to the matter of the proposed amendment to the law relating to the sale of intoxicating liquors, and in reply to inform you that the same has been referred to the proper authorities for their consideration.

第 5 8 号議案

物件供給契約締結の件

次のとおり物件供給契約を締結する。

平成 2 3 年 5 月 3 0 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 消防ポンプ自動車（C D - I 型） |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契 約 の 金 額 | 3 2 , 3 4 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 大阪市生野区小路東五丁目 5 番 2 0 号
株式会社モリタ 大阪支店
支店長 平 田 隆 吉 |
| 5 | 納 入 期 限 | 平成 2 4 年 3 月 2 3 日 |

（提案理由）

消防ポンプ自動車（C D - I 型）の物件供給契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により提案するものである。

第五十九号議案

箕面市税条例改正の件

箕面市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十三年五月三十日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市税条例の一部を改正する条例

箕面市税条例（昭和二十五年箕面市条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二条を加える。

（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例）

第二十八条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第四十二条第三項に規定する特例損失金額（以下この条において「特例損失金額」という。）については、平成二十二年において生じた法第三百十四条の二第一項第一号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができ。この場合において、第十四条の二の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成二十四年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成二十三年において生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第十四条の二の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成二十四年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成二十三年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。

3 第一項前段の場合において、第十四条の二の規定により控除された金

額に係る特例損失金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする施行令第四十八条の六第一項に規定する親族の有する法附則第四十二条第三項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この条において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成二十四年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成二十三年において生じなかったものとみなす。

4 第一項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第十四条の二の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成二十四年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成二十三年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。

5 第一項の規定は、平成二十三年度分の第十六条第一項又は第四項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第十六条の二第一項の確定申告書を含む。）に第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例）

第二十九条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における附則第四条の二及び附則第四条の二の二の規定の適用については、附則第四条の二第一項中「租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に

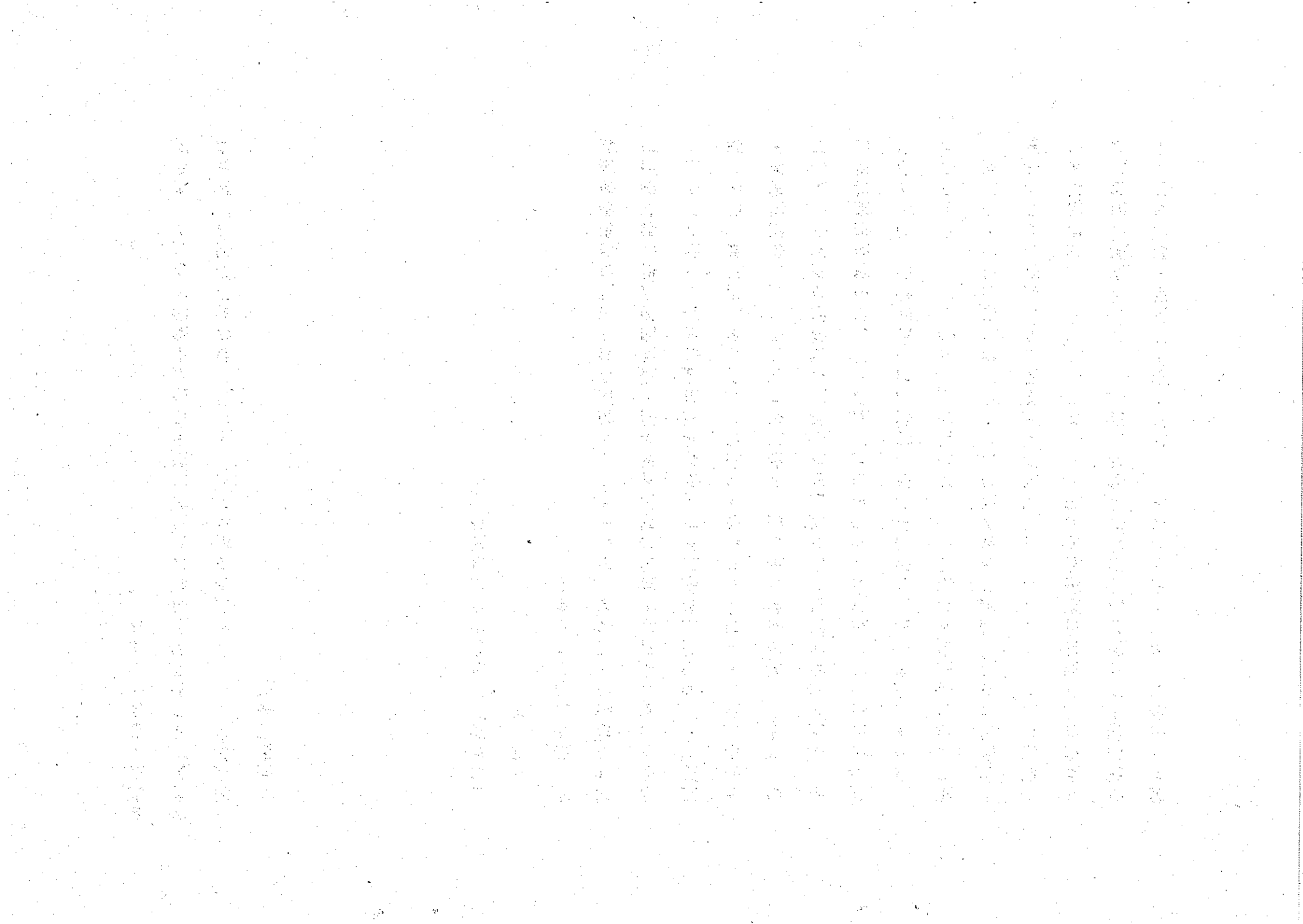
関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二」と、「法附則第五条の四第六項」とあるのは「法附則第四十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四第六項」と、附則第四条の二の二第一項中「租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二」と、「法附則第五条の四の二第五項」とあるのは「法附則第四十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四の二第五項」と、同条第二項第二号中「租税特別措置法第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）等の改正に伴い、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例等に関する規定を整備するため、本条例を改正するものである。



第六十号議案

箕面市証明その他の手数料条例改正の件

箕面市証明その他の手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十三年五月三十日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市証明その他の手数料条例の一部を改正する条例

箕面市証明その他の手数料条例（昭和五十八年箕面市条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第七号中「別表六十一の項」を「別表九十三の項」に改める。

第五条に次の一項を加える。

3 第一項第二号の規定は、別表五十一の項から六十六の項までに掲げる手数料については、適用しない。

別表中八十四の項を百十七の項とし、六十八の項から八十三の項までを三十三項ずつ繰り下げ、同表六十七の項中「の申請」を削り、同項を同表百の項とし、同表六十六の項中「の申請」を削り、同項を同表九十九の項とし、同表六十五の項中「の申請」を削り、同項を同表九十八の項とし、同表六十四の項中「の申請」を削り、同項を同表九十七の項とし、同表六十三の項中「の申請」を削り、同項を同表九十六の項とし、同表六十二の項中「の申請」を削り、同項を同表九十五の項とし、同表中六十一の項を九十四の項とし、四十八の項から六十の項までを三十三項ずつ繰り下げ、八十一の項の前に次のように加える。

五十一	火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号）第十六条第一項第一号の規定に基づく火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第三条に規定する火薬類の製造の許可	一件	二七〇、〇〇〇円
五十二	火薬類取締法第五條の規定に基づく火薬類の販売営業の許可 競技用紙雷管のみの販売営業 その他の販売営業	一件 一件	三五、〇〇〇円 一四〇、〇〇〇円
五十三	火薬類取締法第十二条第一項の規定に基づく火薬庫の設置、移転又はその構造若しくは設備の変更の許可 火薬庫の設置又は設備の変更	一件 一件	一〇〇、〇〇〇円 一〇、〇〇〇円
五十四	火薬類取締法第十五条第一項又は第二項の規定に基づく火薬類の製造施設又は火薬庫の完成検査 火薬庫の設置又は移転の工事 構造又は設備の変更の工事 火薬類の製造施設の完成検査	一件 一件 一件 一件	五〇、〇〇〇円 五〇、〇〇〇円 三〇、〇〇〇円
五十五	火薬類取締法第十七条第一項の規定に基づく火薬類の譲渡し又は譲受けの許可 火薬類の譲渡 火工品のみの譲渡 火工品の数量 火薬類の数量 外火薬の数量 五キログラム以下の火薬類 その他 の場合	一件 一件 一件 一件 一件 一件 一件 一件	二、〇〇〇円 三、〇〇〇円 五、〇〇〇円 九、〇〇〇円

五十六	火薬類取締法第二十五条第一項の規定に基づく火薬類（煙火に限る。）の消費の許可	一件	一〇、〇〇〇円
五十七	火薬類取締法第三十五条第一項の規定に基づく特定施設又は火薬庫に係る保安検査	一件	五〇、〇〇〇円
五十八	高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項第一号に該当する者（移動式製造設備（高压ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したもの。以下同じ。）のみを用いて高压ガスの製造をする者を除く。）が申請する場合	一件	六七〇、〇〇〇円
	高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項第一号に該当する者（移動式製造設備（高压ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したもの。以下同じ。）のみを用いて高压ガスの製造をする者を除く。）が申請する場合	一件	四一〇、〇〇〇円
	高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項第一号に該当する者（移動式製造設備（高压ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したもの。以下同じ。）のみを用いて高压ガスの製造をする者を除く。）が申請する場合	一件	二七〇、〇〇〇円
	高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項第一号に該当する者（移動式製造設備（高压ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したもの。以下同じ。）のみを用いて高压ガスの製造をする者を除く。）が申請する場合	一件	一七〇、〇〇〇円

高圧ガス 保安法第 五条第一 項第一号 に該当す る者であ る移動式 製造設備 のみを使 用して高	処理容積が千 立方メートル 以上の設備	処理容積が百 立方メートル 以上二百立方 メートル未満 の設備	処理容積が二 百立方メートル 以上千立方 メートル未満 の設備	処理容積が千 立方メートル 以上五千立方 メートル未満 の設備	処理容積が五 千立方メートル 以上二万五 千立方メートル 未満の設備	処理容積が二 万五千立方メ ートル以上十 立方メートル 未満の設備
一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件
九〇、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	八五、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	一四〇、〇〇〇円

圧ガスの製造をするものが申請する場合		処理容積が百立方メートル以上五百万立方メートル未満の設備	一件	七五、〇〇〇円
処理容積が五十万立方メートル以上百万立方メートル未満の設備		一件	五五、〇〇〇円	
処理容積が十立方メートル以上五十立方メートル未満の設備		一件	三五、〇〇〇円	
処理容積が五千立方メートル以上十立方メートル未満の設備		一件	三〇、〇〇〇円	
処理容積が五千立方メートル未満の設備		一件	二五、〇〇〇円	
処理容積が千立方メートル以上五千立方メートル未満の設備		一件	二〇、〇〇〇円	
処理容積が二百立方メートル以上千立方メートル未満の設備		一件	一五、〇〇〇円	

	五十九
	高圧ガス保安法第十四条第一項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは
高圧ガス保安法第五十一条第一号に該当する同項の許可を受けた者(移動式製造設備のみ)を使用し	高圧ガス保安法第五十一条第一号に該当する同項の許可を受けた者(移動式製造設備のみ)を使用し
処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備 冷凍能力が三千トン以上の設備 冷凍能力が千トン以上の設備 冷凍能力が三百トン以上の設備 冷凍能力が二百トン以上の設備 冷凍能力が二百トン未満の設備	変更後の処理容積が変更前の処理容積の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合
一件 一四〇、〇〇〇円 一一〇、〇〇〇円 八五、〇〇〇円 七〇、〇〇〇円 四五、〇〇〇円	一件 四五〇、〇〇〇円

設備の変更 更の工事 又は製造 をする高 圧ガスの 種類若し くは製造 の方法の 変更の許 可				て高圧ガ スの製造 をする者 を撤去す る設備に 係る処理 容積を控 除した の項にお いて 同じ。に 比して 千万立方 メートル 以上増加 する場合				合にあつては、 変更前の処 理容積から 当該設備に 係る処理 容積を控 除した の項にお いて 同じ。に 比して 千万立方 メートル 以上増加 する場合				変更後の処 理容積が 変更前の 処理容積 に比して 百万立方 メートル 以上増加 する場合				変更後の処 理容積が 変更前の 処理容積 に比して 五十万立 方メートル 以上増加 する場合				変更後の処 理容積が 変更前の 処理容積 に比して 十立方 メートル 以上増加 する場合			

変更後の処理 容積が変更前 の処理容積に 比して二百立	変更後の処理 容積が変更前 の処理容積に 比して二百立 方メートル以 上千立方メ ートル未満増 加する場合	変更後の処理 容積が変更前 の処理容積に 比して二百立 方メートル以 上千立方メ ートル未満増 加する場合	変更後の処理 容積が変更前 の処理容積に 比して千立方 メートル以上 五千立方メ ートル未満増 加する場合	変更後の処理 容積が変更前 の処理容積に 比して五千立 方メートル以 上二万五千立 方メートル未 満増加する場 合	変更後の処理 容積が変更前 の処理容積に 比して五千立 方メートル以 上二万五千立 方メートル未 満増加する場 合	変更後の処理 容積が変更前 の処理容積に 比して二万五 千立方メートル 以上十万立 方メートル未 満増加する場 合	変更後の処理 容積が変更前 の処理容積に 比して二万五 千立方メートル 以上十万立 方メートル未 満増加する場 合
一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件
三五、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	七五、〇〇〇円	七五、〇〇〇円	八五、〇〇〇円	八五、〇〇〇円

高圧ガス保安法第五條第一項に該当する同項の許可を受けた者であつて移動式製造設備の使用し、を高压ガスの製造をするも のが申請する場合									
方メートル未満増加する場合	その他の場合	変更後の処理 容積が変更前 の処理容積に 比して五万立 方メートル以 上五百万立 方メートル未 満 増加する場合	変更後の処理 容積が変更前 の処理容積に 比して百万立 方メートル以 上五百万立 方メートル未 満 増加する場合	変更後の処理 容積が変更前 の処理容積に 比して五万立 方メートル以 上五百万立 方メートル未 満 増加する場合	変更後の処理 容積が変更前 の処理容積に 比して五万立 方メートル以 上五百万立 方メートル未 満 増加する場合	変更後の処理 容積が変更前 の処理容積に 比して五万立 方メートル以 上五百万立 方メートル未 満 増加する場合	変更後の処理 容積が変更前 の処理容積に 比して五万立 方メートル以 上五百万立 方メートル未 満 増加する場合	変更後の処理 容積が変更前 の処理容積に 比して五万立 方メートル以 上五百万立 方メートル未 満 増加する場合	変更後の処理 容積が変更前 の処理容積に 比して五万立 方メートル以 上五百万立 方メートル未 満 増加する場合
一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件
二〇、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円	六五、〇〇〇円	五五、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円

變更後の処理容積が變更前の処理容積に	一件	一〇、〇〇〇円
變更後の処理容積が變更前の処理容積に比して十立方メートル以上五立方メートル未満増加する場合	一件	一一、〇〇〇円
變更後の処理容積が變更前の処理容積に比して五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満増加する場合	一件	一五、〇〇〇円
變更後の処理容積が變更前の処理容積に比して二万五千立方メートル以上十立方メートル未満増加する場合	一件	二〇、〇〇〇円
變更後の処理容積が變更前の処理容積に比して十立方メートル以上五十立方メートル未満増加する場合	一件	二五、〇〇〇円

		高圧ガス保安法第五條第一項第二号に該当する同項の許可を受けた者が申請する場合	
比して二百立方メートル以上千立方メートル未満増加する場合	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル未満増加する場合	その他の場合	変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置する場合にあつては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力。以下この項において同じ。）に比して三千トン以上増加する場合
	一件	一件	一件
	七、〇〇〇円	四、〇〇〇円	八五、〇〇〇円

六十一	六十					
高圧ガス保安法第十九条第	高圧ガス保安法第十六条第一項の規定に基づく高圧ガスの貯蔵所の設置の許可					
変更後の貯蔵容積（貯蔵することができる高圧ガスの容積をいう。）が変更						
一件	一件	その他の場合	変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して百トン未満増加する場合	変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して百トン以上三百トン未満増加する場合	変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して三百トン以上千トン未満増加する場合	変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して千トン以上三千トン未満増加する場合
二〇、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	七五、〇〇〇円

		一項の規定に基づき第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事の許可	
六十二 高压ガス保安法第二十条第一項の規定に基づく高压ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査		前の貯蔵容積（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の貯蔵容積から当該撤去する設備に係る貯蔵容積を控除した容積）に比して増加する場合	その他の場合
第一種貯蔵所	高压ガスの製造のための施設	一件	一件
二五、〇〇〇円	五十八の項の種類 の欄に掲げる区分 に応じ、それぞれ同 項に定める金額の 四分の三に相当す る額（高压ガス保 安法第五條第一項 の許可に係る液化 石油ガスの製造の ための施設であつ て、液化石油ガス の保安の確保及び 取引の適正化に関 する法律（昭和四 十二年法律第四百 十九号）第三十七 條の三第三項の完 成検査を受け、同 法第三十七條の技 術上の基準に適合 していると認めら れたものの完成検 査にあつては、八、 〇〇〇円）	二五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円

六十三	六十四
高圧ガス保安法第二十条第三項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査	高圧ガス保安法第三十五条第一項の規定に基づく特定施設の保安検査
高圧ガスの製造のための施設	高圧ガス保安法第五十一条第一号に該当する同項の許可を受けた者（移動式製造設備のみを）
	第一種貯蔵所
五十九の項の種類の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項に定める金額の四分の三に相当する額（高圧ガス保安法第十四条第一項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七条の三第一項の完成検査を受け、同法第三十七条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、八、〇〇〇円）	六十一の項の種類の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項に定める金額の四分の三に相当する額
一件	一件
一件	一件
七五〇、〇〇〇円	四五〇、〇〇〇円

使用して 高圧ガス の製造を する者を 除く。が 申請する 場合						
処理容積が五 十立方メー トル以上百 立方メー トル 未満の設備	一件	三〇〇、〇〇〇円				
処理容積が十 万立方メー トル以上五十 万 立方メー トル 未満の設備	一件	一九〇、〇〇〇円				
処理容積が二 万五千立方 メートル以上 十立方メー トル未満の設 備	一件	一五〇、〇〇〇円				
処理容積が五 千立方メー トル以上二万 五千立方メー トル未満の設 備	一件	一二〇、〇〇〇円				
処理容積が千 立方メー トル以上五千 立方 メートル未満 の設備	一件	九五、〇〇〇円				
処理容積が二 百立方メー トル以上千立 方 メートル未満 の設備	一件	七五、〇〇〇円				
処理容積が百 立方メー トル以上二百 立方 メートル未満 の設備	一件	四五、〇〇〇円				

高圧ガス保安法第五條第一項に該当する同項の許可を受けた者であつて移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするものが申請する場合						
高圧ガス保安法第五條第一項に該当する同項の許可を受けた者であつて移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするものが申請する場合	処理容積が千立方メートル以上の設備	一件	一〇〇、〇〇〇円	処理容積が五百万立方メートル以上千万立方メートル未満の設備	一件	一〇〇、〇〇〇円
処理容積が百立方メートル以上五百万立方メートル未満の設備	一件	八〇、〇〇〇円	処理容積が五百万立方メートル以上一千万立方メートル未満の設備	一件	六〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円
処理容積が十立方メートル以上五十万立方メートル未満の設備	一件	四〇、〇〇〇円	処理容積が二万五千立方メートル以上十立方メートル未満の設備	一件	三〇、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
処理容積が五立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備	一件	二五、〇〇〇円				

高圧ガス保安法第五條第一項第二号に該当する同項の許可を受けた者が申請する場合								
備 冷凍能力が二 十トン以上の百 トン未満の設 備	備 冷凍能力が百 トン以上の三百 トン未満の設 備	備 冷凍能力が三 百トン以上の千 トン未満の設 備	備 冷凍能力が千 トン以上の三千 トン未満の設 備	設備 冷凍能力が三 千トン以上の 設備	の設備 メー 以上二 トル百 未立方 満方	の設備 メー 以上千 トル百 未立方 満方	の設備 メー 以上五 トル千 未立方 満方	処理容積が千 立方メートル 以上五立方 メートル未満 の設備
一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件
五五、〇〇〇円	七五、〇〇〇円	九五、〇〇〇円	一二〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	

六十五	高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号)第十八条第二項第八号の規定に基づく高圧ガス保安法第五十条第三項に規定する容器検査所の登録又は登録の更新	一件	二〇、〇〇〇円
六十六	高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第三号の規定に基づく高圧ガス保安法第五十四条第二項に規定する容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等	一本	二、〇〇〇円
六十七	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三条第一項の規定に基づく液化石油ガス販売事業に係る登録	一件	四〇、〇〇〇円
六十八	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三条の二第三項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付	一通	一、〇〇〇円
六十九	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三条の二第三項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の閲覧	一回	一、〇〇〇円
七十	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第二十九条第一項の規定に基づく保安機関の認定	一件	九、〇〇〇円に新たに行う保安業務区分の数を乗じて得た額に四一、〇〇〇円を加算した額
七十一	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十二条第一項の規定に基づく保安機関の認定の更新	一件	九、〇〇〇円に保安業務区分の数を乗じて得た額に一八、〇〇〇円を加算した額

七十二	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十三条第一項の規定に基づく保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可	一件	九、〇〇〇円に保安業務区分の数を乗じて得た額に二五、〇〇〇円を加算した額
七十三	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十五条の六第一項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定	一件	七〇、〇〇〇円
七十四	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十六条第一項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可	一件	一三〇、〇〇〇円
七十五	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七条の二第一項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可	一件	二〇、〇〇〇円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
七十六	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十六条第一項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	一件	三八、〇〇〇円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第二十条第一項又は第三項の規定に基づき完成検査

七十七	七十八	法律第三十七條の三第一項に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七條の四第一項の規定に基づく充填設備による液化石油ガスの充填の許可	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七條の四第一項の規定に基づく充填設備による液化石油ガスの充填の許可	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七條の二第一項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	
一件	一件	一件	
三五、〇〇〇円に充填設備の数を乗じて得た額	二五、〇〇〇円に更に係る充填設備	二九、〇〇〇円に更に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設であるものを除く。）の数を乗じて得た額と八、〇〇〇円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額	査を受け、又は自ら行い、同法第八条第一号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と八、〇〇〇円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額

七十九	条の四第三項において準用する同法第三十七條の二第一項の規定に基づく充填設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可		の数を乗じて得た額
	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七條の四第四項において準用する同法第三十七條の三第一項の規定に基づく充填設備の完成検査	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七條の四第三項において準用する同法第三十七條の二第一項の許可に係る充填設備の完成検査	四五、〇〇〇円に充填設備の数を乗じて得た額
八十	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七條の六第一項の規定に基づく充填設備の保安検査	一件	三五、〇〇〇円に検査に係る充填設備の数を乗じて得た額
	検査		

別表中四十七の項を五十の項とし、三十八の項から四十六の項までを三項ずつ繰り下げ、三十七の項の次に次のように加える。

三十八	土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第二十二條第一項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可	一件	二三九、五〇〇円
三十九	土壤汚染対策法第二十二條第四項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可の更新	一件	一八七、三〇〇円

四十	土壌汚染対策法第二十三条第一項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可に係る申請書記載事項の変更の許可	一件	一一九、九〇〇円
----	--	----	----------

別表備考第四号中「四十の項、六十の項、七十一の項、八十二の項及び八十三の項」を「四十三の項、九十三の項、百四の項、百十五の項及び百十六の項」に改め、同表備考第六号中「六十一の項」を「九十四の項」に改め、同号を同表備考第七号とし、同表備考第五号中「六十一の項」を「九十四の項」に改め、同号を同表備考第六号とし、同表備考第四号の次に次の一号を加える。

五 五十一の項から六十六の項までに掲げる事務を申請する者が国である場合にあつては、これらの規定中「許可」とあるのは「承認」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成二十三年十月一日から施行する。

(提案理由)

大阪府からの権限移譲に伴い、本市で新たに行う事務に係る手数料を徴収するため、本条例を改正するものである。

第六十一号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例改正の件

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十三年五月三十日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年箕面市条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号及び第六号を次のように改める。

五 公益財団法人大阪府市町村振興協会

六 公益社団法人箕面市シルバー人材センター

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

大阪府市町村振興協会が財団法人から公益財団法人へ、箕面市シルバー人材センターが社団法人から公益社団法人へ、それぞれ移行したことに伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第六十二号議案

北部大阪都市計画事業萱野中央特定土地区画整理事業の施行
に関する条例及び北部大阪都市計画事業小野原西特定土地
区画整理事業の施行に関する条例改正の件

北部大阪都市計画事業萱野中央特定土地区画整理事業の施行に関する条
例及び北部大阪都市計画事業小野原西特定土地区画整理事業の施行に関す
る条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十三年五月三十日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

箕面市条例第 号

北部大阪都市計画事業萱野中央特定土地区画整理事業の施行
に関する条例及び北部大阪都市計画事業小野原西特定土地
区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例

（北部大阪都市計画事業萱野中央特定土地区画整理事業の施行に関する
条例の一部改正）

第一条 北部大阪都市計画事業萱野中央特定土地区画整理事業の施行に関
する条例（平成七年箕面市条例第三十一号）の一部を次のように改正す
る。

第五条中「箕面市小野原東二丁目四番二十一号」を「箕面市西小路四
丁目六番一号」に改める。

（北部大阪都市計画事業小野原西特定土地区画整理事業の施行に関する
条例の一部改正）

第二条 北部大阪都市計画事業小野原西特定土地区画整理事業の施行に関
する条例（平成十一年箕面市条例第四十一号）の一部を次のように改正
する。

第五条中「箕面市小野原東二丁目四番二十一号」を「箕面市西小路四丁目六番一号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

北部大阪都市計画事業萱野中央特定土地区画整理事業及び北部大阪都市計画事業小野原西特定土地区画整理事業の事務所の移転に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第63号議案

平成23年度箕面市一般会計補正予算(第2号)

平成23年度箕面市の一般会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63,249千円を追加し、歳入歳出それぞれ38,218,569千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成23年5月30日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		千円	千円	千円
		538,618	39,994	578,612
13 使用料及び手数料	1 負担金	538,618	39,994	578,612
		611,859	2	611,861
	2 手数料	283,327	2	283,329
15 府支出金		2,543,820	23,099	2,566,919
	2 府補助金	954,169	21,274	975,443
	4 府交付金	249,676	1,825	251,501
20 諸収入		1,546,041	154	1,546,195
	6 雑収入	476,083	154	476,237
歳 入 合 計		38,155,320	63,249	38,218,569

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 議 会 費		527, 065	△1, 044	526, 021
	1 議 会 費	527, 065	△1, 044	526, 021
2 総 務 費		4, 288, 302	118, 214	4, 406, 516
	1 総 務 管 理 費	3, 509, 513	97, 610	3, 607, 123
	2 徴 税 費	315, 610	3, 805	319, 415
	3 戸籍住民基本台帳費	292, 900	17, 847	310, 747
	4 選 挙 費	115, 521	177	115, 698
	5 統 計 調 査 費	31, 143	△1, 235	29, 908
3 民 生 費	6 監 査 委 員 費	23, 615	10	23, 625
		14, 713, 468	88, 378	14, 801, 846
	1 社 会 福 祉 費	3, 662, 869	58, 040	3, 720, 909
	2 児 童 福 祉 費	6, 346, 025	32, 422	6, 378, 447
	3 生 活 保 護 費	1, 738, 809	△2, 084	1, 736, 725
		4, 035, 098	△30, 841	4, 004, 257
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費	1, 108, 340	△31, 728	1, 076, 612
	2 清 掃 費	2, 093, 300	887	2, 094, 187
5 労 働 費		126, 170	△2	126, 168
	1 労 働 諸 費	126, 170	△2	126, 168
6 農 林 水 産 業 費		169, 391	43	169, 434
	1 農 業 費	154, 322	43	154, 365
7 商 工 費		454, 755	13, 157	467, 912
	1 商 工 費	420, 493	13, 157	433, 650
8 土 木 費		2, 945, 339	△51, 078	2, 894, 261
	1 土 木 管 理 費	1, 542, 532	△51, 078	1, 491, 454
9 消 防 費		1, 211, 258	526	1, 211, 784
	1 消 防 費	1, 211, 258	526	1, 211, 784
10 教 育 費		6, 534, 622	△74, 104	6, 460, 518
	1 教 育 総 務 費	1, 264, 184	△68, 471	1, 195, 713
	2 小 学 校 費	2, 008, 879	△4, 337	2, 004, 542
	3 中 学 校 費	1, 344, 808	△2, 470	1, 342, 338
	4 幼 稚 園 費	313, 686	△33, 804	279, 882
	5 社 会 教 育 費	1, 173, 645	30, 080	1, 203, 725
歳 出 合 計	6 保 健 体 育 費	429, 420	4, 898	434, 318
		38, 155, 320	63, 249	38, 218, 569

第 2 表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成23年度 (2011年度) 学校給食調理業務委託 事業	平成23年度から平成25年度	52,536千円	平成23年度から平成25年度	109,002千円

平成23年度
(2011年度)

箕面市一般会計補正予算(第2号) 説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 市 税	21,878,000	0	21,878,000
2 地 方 譲 与 税	252,000	0	252,000
3 利 子 割 交 付 金	140,000	0	140,000
4 配 当 割 交 付 金	45,000	0	45,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	26,000	0	26,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,080,000	0	1,080,000
7 ゴ ー ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,000	0	1,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	90,000	0	90,000
9 地 方 特 例 交 付 金	279,000	0	279,000
10 地 方 交 付 税	600,000	0	600,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	25,000	0	25,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	538,618	39,994	578,612
13 使 用 料 及 び 手 数 料	611,859	2	611,861
14 国 庫 支 出 金	5,829,981	0	5,829,981
15 府 支 出 金	2,543,820	23,099	2,566,919
16 財 産 収 入	100,033	0	100,033
17 寄 附 金	1	0	1
18 繰 入 金	374,767	0	374,767
19 繰 越 金	1,000	0	1,000
20 諸 収 入	1,546,041	154	1,546,195
21 市 債	2,193,200	0	2,193,200
歳 入 合 計	38,155,320	63,249	38,218,569

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議 会 費	527,065	△1,044	526,021
2 総 務 費	4,288,302	118,214	4,406,516
3 民 生 費	14,713,468	88,378	14,801,846
4 衛 生 費	4,035,098	△30,841	4,004,257
5 労 働 費	126,170	△2	126,168
6 農 林 水 産 業 費	169,391	43	169,434
7 商 工 費	454,755	13,157	467,912
8 土 木 費	2,945,339	△51,078	2,894,261
9 消 防 費	1,211,258	526	1,211,784
10 教 育 費	6,534,622	△74,104	6,460,518
11 災 害 復 旧 費	20,000	0	20,000
12 公 債 費	3,079,102	0	3,079,102
13 諸 支 出 金	750	0	750
14 予 備 費	50,000	0	50,000
歳 出 合 計	38,155,320	63,249	38,218,569

補正額の財源内訳				
特	定	財	源	一般財源
国府支出金	地方債	その他		
千円 0	千円 0	千円 0	千円 △1,044	
0	0	0	118,214	
20,274	0	34	68,070	
0	0	0	△30,841	
0	0	0	△2	
0	0	0	43	
57	0	0	13,100	
0	0	0	△51,078	
304	0	1	221	
1,000	0	0	△75,104	
0	0	0	0	
0	0	0	0	
0	0	0	0	
21,635	0	35	41,579	

2 歳 入

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
12	分 担 金 及 び 負 担 金	千円 538,618	千円 39,994	千円 578,612
1	負 担 金	538,618	39,994	578,612
1	総 務 費 負 担 金	4,206	39,994	44,200
13	使 用 料 及 び 手 数 料	611,859	2	611,861
2	手 数 料	283,327	2	283,329
1	総 務 手 数 料	60,209	1	60,210
7	消 防 手 数 料	220	1	221
15	府 支 出 金	2,543,820	23,099	2,566,919
2	府 補 助 金	954,169	21,274	975,443
2	民 生 費 府 補 助 金	445,200	20,274	465,474
9	教 育 費 府 補 助 金	12,152	1,000	13,152
4	府 交 付 金	249,676	1,825	251,501
1	総 務 費 府 交 付 金	190,316	1,825	192,141
20	諸 収 入	1,546,041	154	1,546,195
6	雑 入	476,083	154	476,237
2	弁 償 金	214,150	34	214,184
3	雑 入	261,932	120	262,052

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 総務管理費 負担金	39,994	1 共同処理事務費負担金 補正後 44,200,000円－補正前 4,206,000円	39,994
1 総務管理 手数料	1	17 汚染土壌処理業許可等手数料	1
1 消防手数料	1	3 高圧ガス保安法等許可等手数料	1
2 児童福祉 補助金	20,274	21 安心子ども基金特別対策事業費補助金 補正後 108,566,000円－補正前 88,292,000円	20,274
1 教育総務 補助金	1,000	13 小中一貫英語教育推進事業費補助金 補正後 3,000,000円－補正前 2,000,000円	1,000
1 総務管理 費交付金	1,825	5 権限移譲事務費交付金 補正後 950,000円－補正前 535,000円	415
		6 権限移譲事務費交付金（共同処理分） 補正後 1,641,000円－補正前 1,104,000円	537
		7 権限移譲初期の経費交付金	304
		8 権限移譲初期の経費交付金（共同処理分）	569
2 実費弁償 金	34	5 任期付短時間勤務職員等雇用保険料個人負担金 補正後 6,332,000円－補正前 6,298,000円	34
2 雑 入	120	32 自治体国際化協会助成金	120

(数) 20 諸収入
(項) 6 雑入

3 歳 出
(款) 1 議会費
(項) 1 議会費

科 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
款 項	目				
1 議 会 費		千円 527,065	千円 △1,044	千円 526,021	一般財源 千円 △1,044
1 議 会 費		527,065	△1,044	526,021	一般財源 △1,044
1 議 会 費		527,065	△1,044	526,021	一般財源 △1,044
2 総 務 費		4,288,302	118,214	4,406,516	一般財源 118,214
1 総 務 管 理 費		3,509,513	97,610	3,607,123	一般財源 97,610
1 一 般 管 理 費		1,324,559	△26,893	1,297,666	一般財源 △26,893

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
2 給 料	△843	1 人件費 (議会費) 【職員課】 2 給 料 △843
3 職 員 手 当 等	△313	2 一 般 職 給 一般職給 △843
4 共 済 費	112	3 職 員 手 当 等 2 扶 養 手 当 174 3 管 理 職 手 当 252 4 地 域 手 当 △50 5 通 勤 手 当 △46 9 時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当 △464 10 住 居 手 当 △246 11 期 末 勤 勉 手 当 △89 14 子 ども 手 当 156 4 共 済 費 112 3 職 員 共 済 組 合 負 担 金 532 7 社 会 保 険 料 △255 11 協 会 け ん ぽ 負 担 金 △165
2 給 料	△21,361	1 人件費 (一般管理費特別職給) 【職員課】 2 給 料 △158
3 職 員 手 当 等	△2,729	1 特 別 職 給 市長 △82 副市長 △76 3 職 員 手 当 等 △18 4 地 域 手 当 △18
4 共 済 費	△2,803	2 人件費 (一般管理費) 【職員課】 2 給 料 △21,203 2 一 般 職 給 一般職給 △21,203 3 職 員 手 当 等 △2,711 2 扶 養 手 当 558 3 管 理 職 手 当 1,968 4 地 域 手 当 △2,242 5 通 勤 手 当 △1,473 9 時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当 2,089 10 住 居 手 当 △324 11 期 末 勤 勉 手 当 △2,390 14 子 ども 手 当 △897

(部) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
款	項				
2	1	1[一般管理費]	千円		千円
		8 公平委員会費	1,197	△564	633
					一般財源
		9 人事管理費	879,562	△3,585	876,077
					一般財源
		13 安全都市推進費	121,284	9,971	131,255
					一般財源
	16	防災対策費	14,504	315	14,919
					一般財源
		21 人権文化推進費	71,307	118,366	189,673
					一般財源
	2	徴税費	315,610	3,805	319,415
					一般財源
	1	徴税総務費	238,572	3,805	242,377
					一般財源

節		明 説	千円
区 分	金 額		
	千円		
		4 共 済 費 3 職員共済組合負担金 7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金	△2,803 △2,209 △364 △230
1 報 酬	△564	1 公平委員会運営事業【公平委員会事務局】 1 報 酬 2 委員報酬 公平委員会委員	△564 △564 △564
1 報 酬	△3,074	2 人件費（人事管理費雇用保険料）【職員課】 4 共 済 費 7 社会保険料	△511 △511 △511
4 共 済 費	△511	9 職員安全衛生事業【職員課】 1 報 酬 3 非常勤職員報酬 職員健康管理担当員	△3,074 △3,074 △3,074
		50 市内公共交通整備事業【交通政策課】 19 負担金補助及び交付金 1 負 担 金 地域公共交通活性化協議会	9,971 9,971 9,971 9,971
12 役 務 費	315	53 防災資機材更新事業【市民安全政策課】 12 役 務 費 3 手 数 料	315 315 315
25 積 立 金	118,366	55 文化施設整備基金積立事業【市民文化ホール担当】 25 積 立 金 15 文化施設整備基金積立金	118,366 118,366 118,366
		1 人件費（徴税総務費）【職員課】 2 給 料 2 一般職給 一般職給	4,377 851 851
1 報 酬	△572	3 職員手当等 2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 9 時間外及び休日勤務手当 11 期末勤勉手当 14 子ども手当	2,204 354 984 262 806 △149 △521 468
3 職員手当等	2,204	4 共 済 費 3 職員共済組合負担金 7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金	1,322 1,200 68 54
4 共 済 費	1,322		
		3 固定資産評価審査委員会運営事務事業【税務課】	△572

(部) 2 総務費
(項) 2 徴税費

(款) 2 総務費
(項) 2 徴税費

科 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
款	項 目				
2	2				
	1 [徴税総務費]	千円	千円	千円	千円
3	戸籍住民基本台帳費	292,900	17,847	310,747	一般財源 17,847
	1 戸籍住民基本台帳費	292,900	17,847	310,747	一般財源 17,847
4	選挙費	115,521	177	115,698	一般財源 177
	1 選挙管理会費	45,039	177	45,216	一般財源 177
5	統計調査費	31,143	△1,235	29,908	一般財源 △1,235
	1 統計調査総務費	25,277	△1,235	24,042	一般財源 △1,235
6	監査委員費	23,615	10	23,625	一般財源 10

節		説 明
区 分	金 額 千円	
		1 報 酬 Δ572 2 委 員 報 酬 Δ572 固定資産評価審査委員会委員
2 給 料	9, 142	1 人件費 (戸籍住民基本台帳費) 【職員課】 17, 847 2 給 料 9, 142
3 職 員 手 当 等	5, 773	2 一般職給 9, 142 一般職給
4 共 済 費	2, 932	3 職 員 手 当 等 5, 773 2 扶 養 手 当 Δ156 3 管理職手当 492 4 地 域 手 当 1, 137 5 通 勤 手 当 313 10 住 居 手 当 648 11 期 末 勤 勉 手 当 3, 339 4 共 済 費 2, 932 3 職 員 共 済 組 合 員 担 金 2, 405 7 社会保険料 310 11 協 会 け ん ぽ 負 担 金 217
3 職 員 手 当 等	118	1 人件費 (選挙管理委員会費) 【職員課】 177 3 職 員 手 当 等 118 11 期 末 勤 勉 手 当 Δ38 14 子 ど も 手 当 156 4 共 済 費 59 3 職 員 共 済 組 合 員 担 金 59
4 共 済 費	59	
2 給 料	Δ271	1 人件費 (統計調査総務費) 【職員課】 Δ1, 235 2 給 料 Δ271
3 職 員 手 当 等	Δ870	2 一般職給 Δ271 一般職給 3 職 員 手 当 等 Δ870 2 扶 養 手 当 Δ294 3 管理職手当 Δ120 4 地 域 手 当 Δ82 5 通 勤 手 当 Δ48 11 期 末 勤 勉 手 当 Δ326 4 共 済 費 Δ94 3 職 員 共 済 組 合 員 担 金 Δ101 11 協 会 け ん ぽ 負 担 金 7
4 共 済 費	Δ94	

(款) 2 総務費
(項) 6 監査委員費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項 目				
2	6 1 監 査 委 員 費	千円 23,615	千円 10	千円 23,625	一般財源 千円 10
3	民 生 費	14,713,468	88,378	14,801,846	府支出金 諸収入 一般財源 千円 20,274 34 68,070
1	社 会 福 祉 費	3,662,869	58,040	3,720,909	諸収入 一般財源 千円 58,006
	1 社会福祉総務費	754,246	58,040	812,286	諸収入 一般財源 千円 34 58,006

節		明
区分	金額	
	千円	千円
3 職員手当等	△19	1 人件費(監査委員費) 【職員課】 10
4 共 済 費	29	3 職員手当等 △19 11 期末勤勉手当 29 4 共 済 費 29 3 職員共済組合負担金 29
1 報 酬	5,670	1 人件費(社会福祉総務費) 【職員課】 45,952
2 給 料	20,496	2 給 料 20,496 2 一般職給 20,496 一般職給 20,496 3 職員手当等 18,968 2 扶養手当 564 3 管理職手当 6,012 4 地域手当 3,248 5 通勤手当 △428 9 時間外及び休日勤務手当 323 10 住居手当 474 11 期末勤勉手当 8,463 14 子ども手当 312 4 共 済 費 6,488 3 職員共済組合負担金 4,942 7 社会保険料 938 11 協会けんぽ負担金 608
9 旅 費	87	
11 需 用 費	1,835	
12 役 務 費	624	
13 委 託 料	852	
14 使用料及び 賃 借 料	1,001	
18 備品購入費	457	30 広域連携福祉事務事業(権限移譲共同処理分) 【広域福祉準備担当】 12,088
19 負担金補助 及び交付金	679	1 報 酬 5,670 3 非常勤職員報酬 5,670 広域連携福祉業務員 5,670 4 共 済 費 883 7 社会保険料 569 11 協会けんぽ負担金 314 9 旅 費 87 1 費用弁償 34 2 普通旅費 53 11 需 用 費 1,835 1 消耗品費 944 2 燃料費 54 4 印刷製本費 837 手帳用紙他 837 12 役 務 費 624 1 通信運搬費 624 13 委 託 料 852

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

科 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
款 項	目					
3	1 1〔社会福祉総務費〕					
		千円	千円	千円	千円	
	2 児 童 福 祉 費	6,346,025	32,422	6,378,447	府支出金 一般財源	20,274 12,148
	2 児 童 福 祉 施 設 費	1,374,636	30,411	1,405,107	府支出金 一般財源	20,274 10,137
	3 保 育 所 費	1,230,132	2,011	1,232,173	一般財源	2,011
3	3 生 活 保 護 費	1,736,809	△2,084	1,736,725	一般財源	△2,084
	1 生活保護給務費	85,318	△2,084	83,234	一般財源	△2,084

節		明	
区分	金額	説	
	千円		千円
		1 委託料 事業者指定システム保守委託 事務機器保守委託 運搬委託 179 14 使用料及び賃借料 2 賃借料 事務機器借上料 自動車借上料 785 18 備品購入費 1 庁用器具費 広域連携事務用 457 19 負担金補助及び交付金 1 負担金 豊能府民センター管理費 679	852 567 106 179 1,001 1,001 785 216 457 457 457 679 679
19 負担金補助及び交付金	30,411	51 新市街地保育所施設整備補助事業【幼児育成課】 19 負担金補助及び交付金 2 補助金 施設整備費補助金 30,411	30,411 30,411 30,411 30,411
2 給料	490	1 人件費(保育所費)【職員課】 2 給料 2 一般職給 一般職給 490	2,011 490 490
3 職員手当等	997	3 職員手当等 2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 10 住居手当 11 期末勤勉手当 14 子ども手当 4 共済費 3 職員共済組合負担金 7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金	997 174 1,080 210 36 △324 △803 624 524 1,433 △571 △338
4 共済費	524		
2 給料	161	1 人件費(生活保護総務費)【職員課】 2 給料 2 一般職給 一般職給 161	△2,084 161 161
3 職員手当等	△2,183	3 職員手当等 2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当	△2,183 △666 △48 △66
4 共済費	△62		

(款) 3 民生費
(項) 3 生活保護費

(款) 3 民生費
(項) 3 生活保護費

科 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
款 項	目					
3	3 1[生活保護給務費]	千円	千円	千円	千円	
4	衛生費	4,035,098	△30,841	4,004,257	一般財源	△30,841
1	保健衛生費	1,108,340	△31,728	1,076,612	一般財源	△31,728
	1 保健衛生総務費	282,969	△31,728	251,241	一般財源	△31,728
2	清掃費	2,093,300	887	2,094,187	一般財源	887
	1 清掃総務費	935,798	4,859	940,657	一般財源	4,859
	4 清掃工場費	913,888	△3,972	909,916	一般財源	△3,972

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	
		5 通 勤 手 当 9 時間外及び休日勤務手当 11 期末勤勉手当 14 子ども手当 4 共 済 費 3 職員共済組合負担金 11 協会けんぽ負担金
		千円 189 △165 △959 △468 △62 △65 3
2 給 料	△18,986	1 人件費 (保健衛生総務費) 【職員課】
3 職員手当等	△7,924	2 給 料 2 一般職給 一般職給 3 職員手当等 2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 10 住居手当 11 期末勤勉手当 14 子ども手当 4 共 済 費 3 職員共済組合負担金 7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金
4 共 済 費	△4,818	△18,986 △7,924 582 444 △2,155 △419 △324 △6,832 780 △4,818 △2,912 △1,156 △750
2 給 料	2,914	1 人件費 (清掃総務費) 【職員課】
3 職員手当等	424	2 給 料 2 一般職給 一般職給 3 職員手当等 2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 11 期末勤勉手当 14 子ども手当 4 共 済 費 3 職員共済組合負担金 7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金
4 共 済 費	1,521	2,914 2,914 424 △492 492 349 78 △471 468 1,521 1,067 255 199
13 委 託 料	△3,972	1 リサイクルセンター管理事業 【リサイクルセンター】
		13 委 託 料
		△1,635 △1,635 △1,635

(款) 4 衛生費
(項) 2 清掃費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項 目				
4	2 4[清掃工場費]	千円	千円	千円	千円
5	労働費	126,170	△2	126,168	一般財源 △2
	1 労働諸費	126,170	△2	126,168	一般財源 △2
	1 労働対策費	84,370	△2	84,368	一般財源 △2
6	農 林 水 産 業 費	169,391	43	169,434	一般財源 43
	1 農 業 費	154,322	43	154,365	一般財源 43
	1 農業委員会費	44,579	21	44,600	一般財源 21
	2 農業総務費	17,903	22	17,925	一般財源 22
7	商 工 費	454,755	13,157	467,912	府支出金 57 一般財源 13,100
	1 商 工 費	420,493	13,157	433,650	府支出金 57 一般財源 13,100
	1 商 工 総 務 費	97,994	13,076	111,070	一般財源 13,076

節		明	
区分	金額		
	千円		千円
		1 委託料 資源選別委託他 △1,635	△1,635
		9 ごみ処理施設運転管理業務委託事業【環境施設課】	△2,337
		13 委託料	△2,337
		1 委託料 ごみ処理施設運転管理業務委託	△2,337
3 職員手当等	△38	1 人件費(労働対策費)【職員課】	△2
		3 職員手当等	△38
4 共済費	36	11 期末勤勉手当	△38
		4 共済費	36
		3 職員共済組合負担金	36
3 職員手当等	△19	1 人件費(農業委員会費)【職員課】	21
		3 職員手当等	△19
4 共済費	40	11 期末勤勉手当	△19
		4 共済費	40
		3 職員共済組合負担金	31
		11 協会けんぽ負担金	9
4 共済費	22	1 人件費(農業総務費)【職員課】	22
		4 共済費	22
		3 職員共済組合負担金	22
2 給料	6,851	1 人件費(商工総務費)【職員課】	13,076
		2 給料	6,851
3 職員手当等	3,950	2 一般職給 一般職給	6,851
4 共済費	2,275	3 職員手当等	3,950
		2 扶養手当	△174
		3 管理職手当	720
		4 地域手当	887
		5 通勤手当	△31
		9 時間外及び休日勤務手当	△86
		10 住居手当	522
		11 期末勤勉手当	2,268
		14 子ども手当	△156

(部) 7 商工費
(項) 1 商工費

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

科 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
款 項	目				
7	1 [商工総務費]				
	2 商工業振興費	84,830	81	84,911	府支出金 一般財源 57 24
8	土 木 費	2,945,339	△51,078	2,894,261	一般財源 △51,078
	1 土 木 管 理 費	1,542,532	△51,078	1,491,454	一般財源 △51,078
	1 土 木 総 務 費	846,769	△51,078	795,691	一般財源 △51,078
9	消 防 費	1,211,258	526	1,211,784	使用料及び手数料 1 府支出金 304 一般財源 221
	1 消 防 費	1,211,258	526	1,211,784	使用料及び手数料 1 府支出金 304 一般財源 221
	1 常 備 消 防 費	1,087,957	526	1,088,483	使用料及び手数料 1 府支出金 304 一般財源 221

節		金額	説明
区分			
		千円	
			4 共 済 費 2,275
			3 職員共済組合負担金 2,275
9 旅 費	13		13 商工業活動調査等事務事業（権限移譲共同処理分）【商工観光課】 81
			9 旅 費 13
			2 普通旅費 13
11 需 用 費	4		11 需 用 費 4
			1 消耗品費 4
18 備品購入費	64		18 備品購入費 64
			1 庁用器具費 64
			管理用 64
2 給 料	△28,284		1 人件費（土木総務費）【職員課】 △51,078
			2 給 料 △28,284
3 職員手当等	△13,795		2 一般職給 △28,284
			一般職給 △13,795
4 共 済 費	△8,999		3 職員手当等 △13,795
			2 扶養手当 △1,056
			3 管理職手当 2,916
			4 地域手当 △3,171
			5 通勤手当 183
			9 時間外及び休日勤務手当 △3,089
			10 住居手当 726
			11 期末勤勉手当 △11,240
			14 子ども手当 936
			4 共 済 費 △8,999
			3 職員共済組合負担金 △7,642
			7 社会保険料 △820
			11 協会けんぽ負担金 △537
2 給 料	△1,496		1 人件費（常備消防費）【職員課】 221
			2 給 料 △1,496
3 職員手当等	894		2 一般職給 △1,496
			一般職給 △1,496
4 共 済 費	823		3 職員手当等 894
			2 扶養手当 78
11 需 用 費	130		3 管理職手当 1,884
			4 地域手当 56

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

科 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
款 項	目				
9	1 [常備消防費]	千円	千円	千円	千円
10	教 育 費	6,534,622	△74,104	6,460,518	府支出金 一般財源 1,000 △75,104
	1 教 育 総 務 費	1,264,184	△68,471	1,195,713	府支出金 1,000 一般財源 △69,471
	2 事 務 局 費	504,857	△79,145	425,712	一般財源 △79,145
	3 教 育 指 導 費	708,162	10,674	718,836	府支出金 1,000 一般財源 9,674

節		説 明
区 分	金 額	
18 備品購入費	千円 175	千円 5 通勤手当 △261 10 住居手当 △648 11 期末勤勉手当 △683 14 子ども手当 468 4 共 済 費 823 3 職員共済組合負担金 1,240 7 社会保険料 △255 11 協会けんぽ負担金 △162
		13 高圧ガス保安法等事務事業 (権限移譲分) 【予防課】 305 11 需 用 費 130 1 消耗品費 130 18 備品購入費 175 1 庁用器具費 99 管理用 99 4 図書購入費 76
2 給 料	△38,438	1 人件費 (事務局費) 【職員課】 △79,145 2 給 料 △38,438 2 一般職給 一般職給 △38,438 3 職員手当等 △29,032 2 扶養手当 △2,160 3 管理職手当 △3,168 4 地域手当 △5,252 5 通勤手当 △310 9 時間外及び休日勤務手当 1,188 10 住居手当 630 11 期末勤勉手当 △20,116 14 子ども手当 156 4 共 済 費 △11,675 3 職員共済組合負担金 △11,422 7 社会保険料 △167 11 協会けんぽ負担金 △86
4 共 済 費	△11,675	
8 報 償 費	1,629	29 日本語指導支援事業 (小中学校) 【人権教育課】 800 8 報 償 費 800 1 報 償 金 800 講師謝礼
11 需 用 費	365	
12 役 務 費	2	46 私立幼稚園振興助成事業 【幼児育成課】 8,400 19 負担金補助及び交付金 8,400 2 補 助 金 8,400
18 備品購入費	265	

(款) 10 教育費

1 教育給務費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目				
10	1 3 [教育指導費]	千円	千円	千円	千円
	2 小 学 校 費	2,008,879	△4,337	2,004,542	一般財源 △4,337
	1 学 校 管 理 費	666,497	△4,337	662,160	一般財源 △4,337
	3 中 学 校 費	1,344,808	△2,470	1,342,338	一般財源 △2,470
	1 学 校 管 理 費	236,758	△2,470	234,288	一般財源 △2,470

節		説 明	
区 分	金 額		
19 負担金補助 及び交付金	千円 8,413	支援教育補助金 8,400	千円 1,474
		68 小中一貫英語教育推進事業【教育センター】	
		8 報 償 費	829
		1 報 償 金	829
		教育研究アドバイザー謝礼	829
		11 需 用 費	365
		1 消 耗 品 費	365
		12 役 務 費	2
		6 損害保険料	2
		18 備品購入費	265
		1 庁用器具費	105
		英語教室用	105
		3 教材教具費	160
		英語教育用	160
		19 負担金補助及び交付金	13
		1 負 担 金	13
		英語能力判定テスト	13
2 給 料	△3,110	1 人件費(小学校・学校管理費)【職員課】	△4,337
3 職員手当等	△45	2 給 料	△3,110
		2 一 般 職 給	△3,110
		一般職給	△3,110
4 共 済 費	△1,182	3 職員手当等	△45
		2 扶養手当	276
		3 管理職手当	984
		4 地域手当	△175
		5 通勤手当	△504
		9 時間外及び休日勤務手当	717
		11 期末勤勉手当	△1,655
		14 子ども手当	312
		4 共 済 費	△1,182
		3 職員共済組合負担金	△1,927
		7 社会保険料	331
		11 協会けんぽ負担金	414
2 給 料	△1,746	1 人件費(中学校・学校管理費)【職員課】	△2,470
3 職員手当等	△914	2 給 料	△1,746
		2 一 般 職 給	△1,746
		一般職給	△1,746
4 共 済 費	190	3 職員手当等	△914
		4 地域手当	△178
		5 通勤手当	△151
		9 時間外及び休日勤務手当	△619

(款) 10 教育費
(項) 3 中学校費

(款) 10 教育費
(項) 3 中学校費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項 目				
10	3 1 [学 校 管 理 費]	千円	千円	千円	千円
	4 幼 稚 園 費	313,686	△33,804	279,882	一般財源 △33,804
	1 幼 稚 園 費	298,623	△33,804	264,819	一般財源 △33,804
	5 社 会 教 育 費	1,173,645	30,080	1,203,725	一般財源 30,080
	1 社会教育総務費	614,287	30,080	644,367	一般財源 30,080

節		明	
区分	金額	説	千円
	千円		
		11 期末勤勉手当 4 共 済 費 3 職員共済組合負担金 7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金	34 190 1,421 △791 △440
1 報 酬	1,668	1 人件費(幼稚園費) 【職員課】	△35,472
2 給 料	△18,884	2 給 料	△18,884
3 職員手当等	△11,116	3 職員手当等	△11,116
4 共 済 費	△5,472	2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 10 住居手当 11 期末勤勉手当 14 子ども手当 4 共 済 費 3 職員共済組合負担金 7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金	△312 △96 △2,381 △844 324 △7,495 △312 △5,472 △4,653 △510 △309
		6 幼稚園運営事業【幼児育成課】	1,668
		1 報 酬	1,668
		3 非常勤職員報酬 校園管理担当員	1,668
2 給 料	15,191	1 人件費(社会教育総務費) 【職員課】	30,080
3 職員手当等	9,927	2 給 料	15,191
4 共 済 費	4,962	2 一般職給 一般職給 3 職員手当等 2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 10 住居手当 11 期末勤勉手当 14 子ども手当 4 共 済 費 3 職員共済組合負担金 7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金	15,191 9,927 336 1,248 2,013 687 114 4,281 1,248 4,962 4,031 510 421

(款) 10 教育費
(項) 5 社会教育費

(款) 10 教育費

(項) 6 保健体育費

款	科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
	項	目				
10	6	保 健 体 育 費	千円 429,420	千円 4,898	千円 434,318	一般財源 千円 4,898
		3 学 校 給 食 費	205,081	4,898	209,979	一般財源 4,898

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
8 報 償 費	129	5 学校給食実施事業【学校管理課】 4,769
13 委 託 料	4,769	13 委 託 料 4,769
		1 委 託 料 学校給食運搬委託 給食調理業務委託 △468 5,237
		52 中学校給食準備事業【学校管理課】 129
		8 報 償 費 129
		1 報 償 金 (仮称) 中学校給食実施検討会謝礼 129

(款) 10 教育費
(項) 6 保健体育費

給 与 費

1 特 別 職

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	期 末 手 当 (千円) 年間支給率 (月分)
補正後	(人)	(千円)	(千円)	
	長 等	3	27,759	12,194 3.90
	議 員	25	174,769	68,158 3.90
	その他の 特 別 職	1,764	274,679	
	計	1,792	449,448	80,352
補正前	長 等	3	27,917	12,194 3.90
	議 員	25	174,769	68,158 3.90
	その他の 特 別 職	1,761	271,551	
	計	1,789	446,320	27,917
	長 等		△ 158	
比 較	議 員			
	その他の 特 別 職	3	3,128	
	計	3	3,128	△ 158

明 細 書

費			共 済 費	合 計	備 考
地域手当	その他の 手 当	計			
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
3,332		43,285	6,934	50,219	
		242,927	154,315	397,242	
		274,679	13,612	288,291	
3,332		560,891	174,861	735,752	
3,350		43,461	6,855	50,316	
		242,927	154,315	397,242	
		271,551	13,612	285,163	
3,350		557,939	174,782	732,721	
△ 18		△ 176	79	△ 97	
		3,128		3,128	
△ 18		2,952	79	3,031	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与		
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)
補正後	(181) 863		3,853,198	3,502,193
補正前	(191) 879		3,930,363	3,532,168
比較	(△10) △16		△77,165	△29,975
職員手当 の内訳				
区分			扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)
区分			夜間勤務手当 (千円)	時間外及び休日 勤務手当(千円)

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

費		共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計	(千円)			
7,355,391		1,249,013	8,604,404	
7,462,531		1,263,373	8,725,904	
△ 107,140		△ 14,360	△ 121,500	

地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
506,221	72,388	32,077
513,811	74,611	32,077
△ 7,590	△ 2,223	

住 居 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
49,399	1,583,011	641,715
47,827	1,618,320	641,715
1,572	△ 35,309	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)
給 料	△ 77, 165	1 その他の増減分 △ 77, 165
職 員 手 当	△ 29, 975	1 その他の増減分 △ 29, 975

注) 職員数欄の () 内は、短時間勤務職員数 (外書き) である。

説 明	備 考
新陳代謝に係る減分 △ 68,163 千円	職員数の異動状況 現に在職する 〔 職 員 数 〕 (その他) (計)
所属会計変更等に係る減分 △ 20,449 千円	補正後 863(181)人 ()人 863(181)人 補正前 879(191)人 ()人 879(191)人
昇任等に係る増加分 11,447 千円	比 較 △16(△10)人 ()人 △16(△10)人
	扶養手当 △ 2,214 千円 管理職手当 16,044 千円 地域手当 △ 7,590 千円 通勤手当 △ 2,223 千円 時間外勤務手当 △ 255 千円 住居手当 1,572 千円 期末勤勉手当 △ 35,309 千円

債務負担行為で翌年度以降にわたるもの
支出額の見込み及び当該年度以降の支出

事 項	補 正 区 分	限度額	前年度末までの	
			支出見込額	
			期 間	金 額
平成23年度(2011年度) 学校給食 調理業務委託事業	補正前	千円 52,536		千円
	補 正	56,466		
	補正後	109,002		

についての前年度末までの支出額又は
 予定額等に関する調書

当該年度以降 の支出予定額	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳			
			特 定 財 源			一般財源
			国府支出金	地方債	その他	
平成23年度 (2011年度) から 平成25年度 (2013年度)		千円 52,536	千円	千円	千円	千円 52,536
平成23年度 (2011年度) から 平成25年度 (2013年度)		56,466				56,466
平成23年度 (2011年度) から 平成25年度 (2013年度)		109,002				109,002

第 6 4 号 議 案

平成 2 3 年度箕面市病院事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 平成 2 3 年度箕面市病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 2 3 年度箕面市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第 1 款	病 院 事 業 収 益	7,600,089千円	420千円	7,600,509千円
第 2 項	医 業 外 収 益	181,214千円	420千円	181,634千円
支 出				
第 1 款	病 院 事 業 費 用	8,118,371千円	12,302千円	8,130,673千円
第 1 項	医 業 費 用	7,933,043千円	14,114千円	7,947,157千円
第 3 項	介護サービス事業費用	20,400千円	△1,812千円	18,588千円

第 3 条 予算第 8 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のように改める。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1)	職 員 給 与 費	4,258,130千円	12,302千円	4,270,432千円
	〔 医業費用	4,238,895千円	14,114千円	4,253,009千円
	〔 介護サービス事業費用	19,235千円	△1,812千円	17,423千円

平成 23 年 5 月 30 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

平成23年度（2011年度）箕面市病院事業会計補正予算実施計画（第1号）

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業収益			千円 7,600,089	千円 420	千円 7,600,509	
	2 医 業 外 収 益		181,214	420	181,634	
		3 その他医業外収益	124,094	420	124,514	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業費用			千円 8,118,371	千円 12,302	千円 8,130,673	
	1 医 業 費 用		7,933,043	14,114	7,947,157	
		1 給 与 費	4,238,895	14,114	4,253,009	
	3 介 護 サービス 事 業 費 用		20,400	△ 1,812	18,588	
		1 給 与 費	19,235	△ 1,812	17,423	

平成23年度(2011年度)箕面市病院事業会計資金計画補正(第1号)

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
	千円	千円	千円
受 入 資 金	11,297,774	420	11,298,194
1 事 業 収 益	7,623,838	420	7,624,258
支 払 資 金	9,583,288	12,302	9,595,590
1 事 業 費 用	7,330,029	12,302	7,342,331
差 引	1,714,486	△ 11,882	1,702,604

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分		職 員 数			給 与 費					法定福利費	合 計
		特別職	一 般 職		報 酬	給 料	賃 金	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	人 1	人 (45) 423		千円 13,200	千円 1,658,139	千円 152,674	千円 1,866,293	千円 3,690,306	千円 552,319	千円 4,242,625
	資本勘定支弁職員										
	合 計	1	(45) 423		13,200	1,658,139	152,674	1,866,293	3,690,306	552,319	4,242,625
補 正 前	損益勘定支弁職員	1	(47) 422		13,200	1,662,422	149,299	1,843,790	3,668,711	564,147	4,232,858
	資本勘定支弁職員										
	合 計	1	(47) 422		13,200	1,662,422	149,299	1,843,790	3,668,711	564,147	4,232,858
比 較	損益勘定支弁職員	0	(△2) 1		0	△ 4,283	3,375	22,503	21,595	△ 11,828	9,767
	資本勘定支弁職員										
	合 計	0	(△2) 1		0	△ 4,283	3,375	22,503	21,595	△ 11,828	9,767

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	管理職手当	地域手当	通勤手当	特殊勤務手当	宿日直手当
	補 正 後	千円 34,140	千円 83,484	千円 224,788	千円 33,972	千円 455,659	千円 27,366
	補 正 前	33,822	78,540	223,513	35,085	494,127	27,366
	比 較	318	4,944	1,275	△ 1,113	△ 38,468	0
	区 分	夜間勤務手当	時間外及び 休日勤務手当	住居手当	期末勤勉手当	退職給与金	
	補 正 後	千円 36,082	千円 135,338	千円 43,160	千円 742,304	千円 50,000	
	補 正 前	36,082	135,338	43,334	686,583	50,000	
	比 較	0	0	△ 174	55,721	0	

注) 職員数は、常勤職員数であり、()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	△ 4,283	1 その他の減分	△ 4,283 新陳代謝に係る減分 △ 4,283 千円	職員数の異動状況(病院事業管理者を含む) (現に在職する) (その他) (計) 職員数 補正後 420 (45) 人 4 (0) 人 424 (45) 人 補正前 402 (45) 人 21 (2) 人 423 (47) 人 比 較 18 (0) 人 △ 17 (△2) 人 1 (△2) 人
手 当	22,503	1 その他の増減分	22,503	扶養手当 318 千円 管理職手当 4,944 千円 地域手当 1,275 千円 通勤手当 △ 1,113 千円 特殊勤務手当 △ 38,468 千円 住居手当 △ 174 千円 期末勤勉手当 55,721 千円

注) 職員数は、常勤職員数であり、()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

平成 2 3 年度（2 0 1 1 年度）箕面市病院事業会計補正予算（第 1 号）説明書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
						節	金 額	備 考
1 病院事業収益			千円 7,600,089	千円 420	千円 7,600,509		千円	千円
	2 医業外収益		181,214	420	181,634			
		3 その他の 医業外収益	124,094	420	124,514	その他の 医業外収益	124,364	地域国際化施策支援 特別対策助成金 420 皆増

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
						節	金 額	備 考
1 病院事業費用			千円 8,118,371	千円 12,302	千円 8,130,673		千円	千円
	1 医業費用		7,933,043	14,114	7,947,157			
		1 給 与 費	4,238,895	14,114	4,253,009	給 料	1,651,599	医 師 410,458 10,042 増 看 護 職 員 889,311 4,232 減 医 療 技 術 職 員 241,111 1,912 増 事 務 技 術 職 員 102,619 9,317 減
						手 当 等	1,838,746	扶 養 手 当 33,846 258 増 管 理 職 手 当 82,992 4,944 増 地 域 手 当 223,908 1,596 増 通 勤 手 当 33,884 910 減 特 殊 勤 務 手 当 455,610 38,444 減 住 居 手 当 42,836 138 増 期 末 勤 勉 手 当 739,634 56,740 増 子 ど も 手 当 27,339 2,379 増
						法定福利費	550,165	職 員 共 済 組 合 金 495,304 8,542 減 健 康 保 険 協 会 金 15,533 2,450 減

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細				
						節	金 額	備 考		
	3 介護サービス 事業費用		20,400	△ 1,812	18,588					
		1 給 与 費	19,235	△ 1,812	17,423	給 料	6,540	医 療 技 術 職 員	6,540	2,688 減
						手 当 等	5,354	扶 養 手 当	294	60 増
								地 域 手 当	880	321 減
								通 勤 手 当	88	203 減
								特 殊 勤 務 手 当	49	24 減
								住 居 手 当	324	312 減
								期 末 勤 勉 手 当	2,670	1,019 減
子 ど も 手 当	468	156 増								
賃 金	3,375	医 療 技 術 職 員	3,375	皆 増						
法定福利費	2,154	職 員 共 済 組 合 金	2,137	836 減						